

第2次 岡崎市環境基本計画 (環境ビジョン)





市長あいさつ

本市は、平成11年3月に環境に関する施策を総合的に推進するため、「自然とふれあい、魅力的な自由時間を過ごせる『環境共生都市 岡崎』」をビジョンとした岡崎市環境基本計画を策定し、以来2度の改定を行い、様々な環境施策を計画的に推進してまいりました。

そして、このたび、これまで進められてきた様々な施策の成果や課題、今後私たちの生活に影響を及ぼしかねない新たな問題に対応するため、第2次岡崎市環境基本計画を策定しました。本計画では「自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会『環境共生都市 岡崎』」をビジョンとし、本市が有する豊かな自然を私たちの子や孫の世代まで残し、これまで目指してきた「環境共生都市 岡崎」をこれからも引き継いでいくものとしています。

本計画で定めた環境目標は、持続可能な開発目標「SDGs」の推進にも貢献しています。SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を誓うもので、国としても積極的に取り組んでいるものです。

本市は2020年7月17日に、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。本計画においても、5つの環境目標をSDGsのゴールとターゲットに結び付け、計画的に施策を推進し、積極的に目標の達成を目指します。

これまで推進してきた施策においては一定の成果を挙げてきましたが、一方で地球温暖化や生物多様性の損失など地球規模の環境問題はその進行を未だ止めることなく、私たちの生活に直接的・間接的に影響を与えています。これらは人々の活動に起因するものであり、私たちは環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築していかなければなりません。そのためには、市民、事業者、行政が柔軟に協働していくことが求められます。一人ひとりの意識が大きな力となり、豊かな自然、住みやすい環境、安全安心な生活へとつながります。本計画が次世代の環境をより豊かなものとする施策の基軸として、さらなる発展を目指してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に本計画の策定に当たり、ご協力を賜りました岡崎市環境審議会の委員を始め、本計画にご協力いただいた多くの皆様方に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

岡崎市長 中 根 康 浩

目 次

本編

第1章 はじめに 1

- 1 計画策定の経緯..... 1
- 2 計画の目的..... 5
- 3 計画の位置づけ及び役割..... 5
- 4 計画の期間..... 6
- 5 岡崎市の関連計画..... 7
- 6 本計画の対象範囲..... 11

第2章 岡崎市の環境の現状 12

- 1 岡崎市の概要..... 12
- 2 岡崎市の現況..... 13
- 3 アンケート調査結果..... 18

第3章 環境ビジョン・環境目標 20

- 1 環境ビジョン..... 20
- 2 環境目標..... 21

第4章 施策の方向性と重点施策 29

- 1 施策の体系..... 29
- 2 施策の方向性..... 30
- 3 重点施策..... 33

第5章 計画の推進体制と進行管理 43

- 1 計画推進の考え方..... 43
- 2 進行管理システム..... 43
- 3 庁内の推進体制..... 43

資料

【資料1】岡崎市の環境の現状 46

1 自然環境分野..... 46

2 生活環境分野..... 47

3 快適環境分野..... 50

4 地球環境分野・循環型社会分野..... 51

5 環境教育分野..... 53

【資料2】岡崎市環境基本条例 54

【資料3】環境用語集 60

第1章 はじめに

1 計画策定の経緯

本市は、岡崎市環境基本計画を1999（平成11）年3月に策定し、その後2009（平成21）年3月及び2015（平成27）年3月に改定しました。現計画期間が2020（令和2）年度末に終了することから、社会情勢や環境問題の将来予測を踏まえて、新しい計画を策定するものです。

(1) 計画策定に至る流れ

1999（平成11）年3月 岡崎市環境基本計画策定

目標年次を2020（令和2）年度として、ビジョンと環境目標を設定し、その実現に必要な施策を策定しました。

（参考）望ましい環境像（ビジョン）

自然とふれあい、魅力的な自由時間をすごせる

「環境共生都市 岡崎」～エコライフ、エコシティ 岡崎～

2005（平成17）年12月 岡崎市環境基本条例策定

額田町との合併後、本市が目指すべき環境に配慮したまちづくりの方向性を規定しました。その中では、市民・事業者・市のそれぞれの責務の役割分担により、各主体が相互に協働することで、環境の保全及び創造に取り組むこととしています。また、貴重な環境資源を活かした環境教育・環境学習を積極的に推進する人材育成、各主体が円滑に環境施策・環境活動に取り組むことができる構成としています。

2009（平成21）年3月 第1回計画改定

自然環境保全やごみ問題、交通公害といった地域環境問題だけではなく、地球温暖化の防止、生物多様性の保全といった地球規模の環境問題も深刻さを増し、市民の関心も高まってきました。また、中核市への移行、額田町との合併など市を取り巻く情勢にも変化がありました。

こうした中で、望ましい環境像を達成するために、「市が中心となって実施する施策」と「市民・事業者・行政協働プロジェクト」を環境基本計画の2つの柱としました。

2015（平成27）年3月 第2回計画改定

2010（平成22）年10月、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で名古屋議定書が採択され、生物多様性保全に対する関心が一層、高まりました。

2011（平成23）年3月には、東日本大震災が発生し、日本のエネルギー政策やエネルギー利用に対する国民の考え方に大きな影響を与えました。

本市の環境行政においては、「岡崎市地球温暖化対策実行計画」（2011（平成23）年3月策定）、「生物多様性おかざき戦略」（2012（平成24）年2月策定）、「岡崎市環境教育推進計画」（2014（平成26）年3月策定）、「岡崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（2014（平成26）年8月改定）など、個別分野の計画を策定してきました。こうした環境問題を取り巻く情勢の変化や本市の個別計画の策定状況のほか、岡崎市総合計画の改定、施策・事業の進捗状況、市民ニーズの変化などを踏まえ、第2回計画改定を行いました。

(2) 環境問題の潮流

環境、地域経済、地域社会の問題は密接に関連するため、環境問題の解決のためには「環境・経済・社会の統合的な解決」が必要との考え方が示されるようになってきています。

2018（平成30）年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画^{*}では、持続可能な開発目標（SDGs^{*}）の考え方を活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を進めるとしています。

（※については、3頁に詳述）

① 環境分野の国際的な動向

2015（平成27）年	国連気候変動枠組条約締約国会議で「パリ協定」が合意。 温室効果ガス削減に関する国際的取り決めがなされる。 第70回国連総会「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択。
2019（令和元）年	G20（金融・世界経済に関する首脳会合）大阪サミットで、 2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染 をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビ ジョン」が首脳間で合意。

② 国・県の環境関連計画等の策定状況

2014（平成26）年5月	第4次愛知県環境基本計画策定
2016（平成28）年5月	地球温暖化対策計画策定
2017（平成29）年3月	愛知県廃棄物処理計画策定
2018（平成30）年4月	第五次環境基本計画策定
2018（平成30）年6月	第四次循環型社会形成推進基本計画策定
2018（平成30）年11月	気候変動適応計画策定

③ 市の環境関連計画等の策定状況

2018（平成30）年3月	岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定
2019（平成31）年3月	岡崎市環境教育推進計画改定
2021（令和3）年3月	第7次岡崎市総合計画策定
2021（令和3）年3月	岡崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画見直し
2021（令和3）年3月	岡崎市水循環総合計画（旧水環境創造プラン）改定
2021（令和3）年3月	岡崎市緑の基本計画改定
2021（令和3）年3月	岡崎市都市計画マスタープラン改定
2021（令和3）年3月	岡崎市森林整備ビジョン改訂

④ 第五次環境基本計画

2018（平成30）年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、環境、経済、社会の課題が相互に関連し複雑化してきていることを受けて、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に繋げていくことを目指しています。

また、目指すべき社会の姿として、地域が自立・分散型社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完して支え合う持続可能な循環共生型の社会（「地域循環共生圏」）を提唱しています。

【トピックス】SDGs

2015（平成27）年9月の第70回国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、この中で、2030（令和12）年までに取組むべき課題として「貧困と飢餓への終止符」、「国内的・国際的な不平等との戦い」、「平和で包摂的な社会を打ち立てること」、「人権を保護しジェンダー平等と女性・女児の能力強化を進めること」、「地球と天然資源の永続的な保護を確保すること」が挙げられました。

こうした課題などを踏まえて、先進国、開発途上国も同様に、国際社会全体が2030（令和12）年までに達成すべき17の目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が定められました。

なお、本市は、2020（令和2）年7月17日に内閣府からSDGs未来都市に選定されました。SDGs未来都市の選定を受けて、SDGsの実現を加速するために「岡崎市SDGs未来都市計画」を策定しました。

SDGsでは、17の目標は相互に関係するものであるとしており、複数の課題の統合的解決や、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指しています。つまり、気候変動への対策も平和の確保も行わずに、飢餓ゼロを達成することはできませんし、全ての人に教育を提供しなければ、ジェンダーの平等は実現しないという考え方です。

国では、2016（平成28）年5月に内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が設置され、同年12月に「SDGs実施指針」を決定（2019（令和1）年12月に改定）するなど具体的な取組が進められています。

SDGsは、国家のレベルだけではなく、自治体、民間など、あらゆるレベルでの取組の重要性が謳われており、本市などの市町もSDGsの目標に資する施策を実施していくことが求められています。

（参照 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ、国際連合広報局資料、首相官邸SDGs推進本部）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年9月の国連サミットで採択され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

「17のゴール・169のターゲット」から構成された目標で、2030年までの達成を目指しています。本計画の目標年度も2030年度であることから、SDGsの達成を目指しつつ計画の推進を図ります。



図1-1 SDGsの17の目標

2 計画の目的

私たちは誰もが、環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な社会の下で健康で安全、安心かつ文化的な生活を営む権利を有しています。一方で、こうした環境を守り、育み、将来世代へ引き継ぐ責務を担っています。

岡崎市環境基本計画では、本市のかけがえのない地域の自然環境と特性を活かした社会経済活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要な環境ビジョン、環境目標、施策の体系及び重点的に取組む施策を定め、市民、事業者及び行政がパートナーシップ（協働）を形成しながら、岡崎市環境基本条例（平成17年岡崎市条例第139号）第10条に定められた、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

3 計画の位置づけ及び役割

岡崎市環境基本計画は、本市の最上位計画である岡崎市総合計画に基づき、環境分野の総合計画として位置づけます。（図1- 2）

本市の将来環境を形成する環境施策の基本となる計画であることから、環境に影響を及ぼす各種計画及び施策を立案・実施するに当たっては、本計画との整合を図るものとします。

また、本計画は、「SDGs（持続可能な開発目標）」の到達に寄与することを目指します。

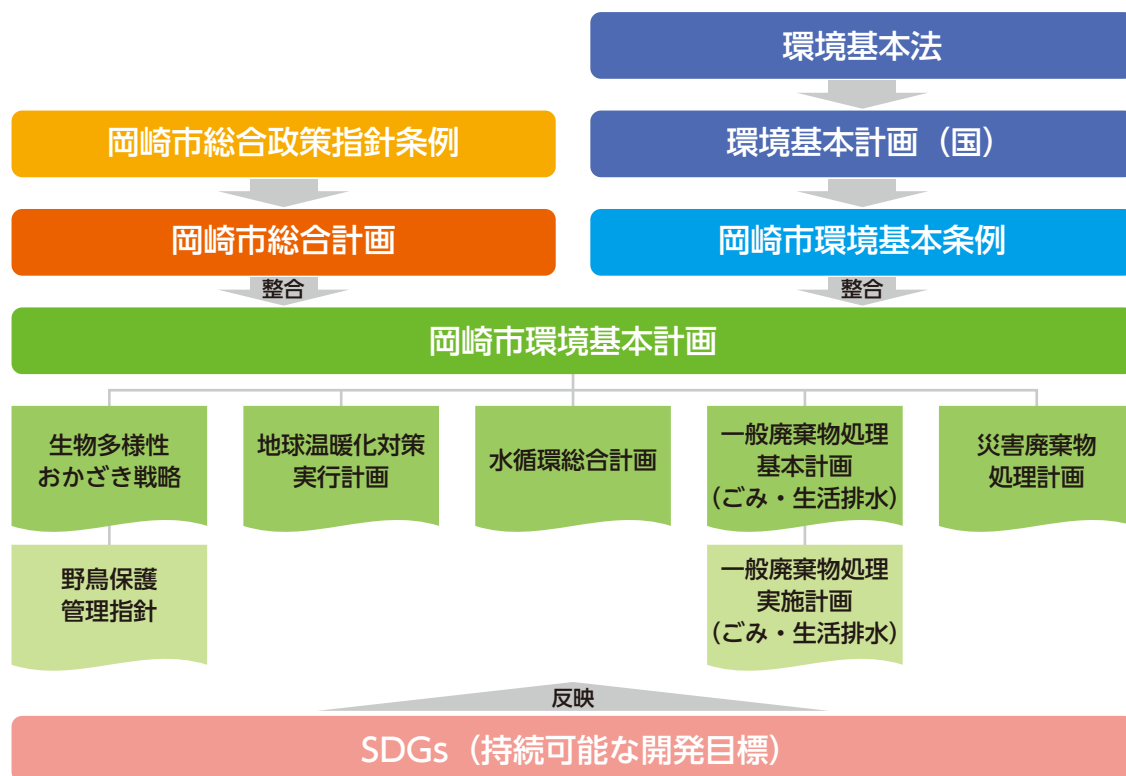


図1- 2 本計画の位置づけ

4 計画の期間

本計画は、岡崎市総合計画を踏まえ、策定時点の社会状況、本市を取り巻く環境の状況、市民のニーズ等に合わせて策定しますが、これらの状況は年々変化していきます。このため、本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から10年間とします。

なお、前期5年の経過時点で中間見直しを行うことで、環境問題を取り巻く情勢や市民ニーズの変化などに対してより柔軟に対応できるようにします。（図1-3）

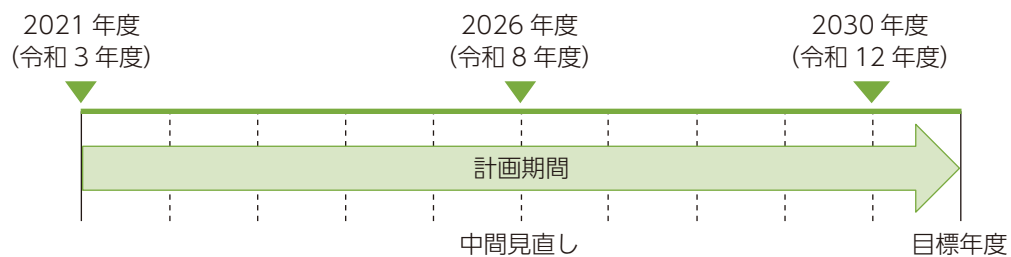


図1-3 計画の期間

5 岡崎市の関連計画

岡崎市の環境分野における関連計画の概要を以下に示します。(表1- 1)

表1- 1 環境分野における岡崎市の関連計画

計 画	概 要	基本的な構成
生物多様性 おかざき戦略	本市の自然環境に培われてきた生物多様性を保存し、生物多様性と調和した経済・社会システムの発展を図ることにより、将来にわたって生物多様性の恩恵を享受できる環境共生都市の実現を目指します。本市における生物多様性の保全及び持続可能な利用のあるべき姿として広く市民に認知されることにより、50年、100年をかけた環境の再生を行い、100年、200年続く持続可能な利用が、世代を継いで確保された社会の形成を目指します。	「2050までの行動戦略と具体的施策」を踏まえた「目指すべき将来像」・「基本目標」 【目指すべき将来像】 多様な自然と豊かな暮らしが次世代へと引き継がれる環境共生都市・岡崎 【基本目標】 ① 本市在来の生物多様性の保全と再生 ② 生物多様性の恩恵を持続可能な形で享受できる社会の実現 ③ 将来にわたり学び、考え、共に支え合い行動する岡崎文化の環の醸成
地球温暖化対策 実行計画	市域からの温室効果ガス総排出量を2030年度において、2013年度比28%削減と定め、一人ひとりの心がけ、価値観や行動様式の改善を促す「心」、温暖化防止に効果のある技術の開発・普及を促進する「技」、社会基盤や社会の仕組みを低炭素化に導く「体」の3つの基本方針を定め、さらに7区分した基本施策のもと、温室効果ガス削減のための具体的な取組みを定めています。	「3つの基本方針」と「7つの基本施策」 【心】 行動（一人ひとりの心がけ、価値観や行動様式の改善） 1. 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換 2. 環境負荷の少ないワークスタイルの実現 【技】 技術（温暖化防止に効果のある技術の開発・普及） 3. エネルギーの効率的な利用の促進（省エネ） 4. 自然エネルギーの導入促進（再エネ） 【体】 社会基盤・仕組み（社会基盤や社会の仕組みの低炭素化） 5. “自動車を賢く使う”低炭素型のコンパクトなまちづくり 6. 二酸化炭素の吸収源対策 7. 都市間連携による取組

表1-2 環境分野における岡崎市の関連計画（つづき）

計 画	概 要	基本的な構成
水循環総合計画	平成18年1月1日に岡崎市と旧額田町が合併し、乙川の上流域と下流域が、すべて岡崎市に含まれることとなりました。水循環総合計画は、この合併を機に、行政・市民、学識経験者などで意見を出し合い、環境・治水・利水の面から、岡崎市の水循環を総合的に見て、将来の望ましい水循環のあり方と、それを実現するための取り組みをまとめたものです。	みんなで創る岡崎市の水循環 【理念】 私たちでつくる、水・みどり・生きものの豊かな“里川”のまち 【基本方針】 1. 雨を受け止め、時間をかけて川へ流し、上手に使う 2. 汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ 3. 雨を流域にとどめて水害を減らし、渇水や震災に備える 4. 岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる 5. 水との関わりを深め、水を通してつながりあう
一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画はごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されています。 ごみ処理基本計画は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生抑制・再使用・再生利用に取り組み、環境負荷の低減に配慮した施策を推進することで、持続可能な循環型社会の形成を目指します。 生活排水処理基本計画は、各種生活排水処理施設整備事業の整合性を考慮しながら、長期的展望に立った総合的な施策を実施することで、持続可能な循環型の都市づくりを推進します。	ごみ処理基本計画 【目指すべき姿】 市民・事業者・行政による持続可能な循環型社会の形成 【基本方針】 ● ごみの発生抑制の促進 ● 資源循環利用の促進 ● 適正な処理・処分の推進 生活排水処理基本計画 【目指すべき姿】 市民・事業者・行政による良好な生活環境の確保 【基本方針】 ● 地域の実情や事業の採算性を考慮した整備や維持管理の推進 ● し尿、浄化槽汚泥の安定的かつ効率的な処理体制の整備
災害廃棄物処理計画	発災時には、平素の数倍にも及ぶ災害廃棄物が発生し、この災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が災害復旧の重要な事項となっています。 災害廃棄物の処理は、平常時の市の廃棄物処理とは異なることから、災害廃棄物処理に特化した仕組みを構築し、迅速かつ適正な処理を実現するために災害廃棄物処理計画を策定しました。	計画構成 1. 組織体制 2. 支援協力体制 3. 住民対応・住民周知 4. 災害廃棄物処理 5. 環境モニタリング 6. 教育・訓練 7. 支援 8. 実行計画

表1- 3 環境分野における岡崎市の関連計画（つづき）

計 画	概 要	基本的な構成
第7次岡崎市 総合計画	本計画の上位計画である総合計画の基本的な方向性をしめす総合政策指針（令和元年12月議決）では、令和32年度を目標年度として目指す将来都市像を「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定めています。 また、将来都市像実現にむけて、今後10年間の各分野における10の分野別指針を定めました。 環境基本計画は、分野別指針の「(3)持続可能な循環型の都市づくり」に位置付けられています。 (3)持続可能な循環型の都市づくり 環境・経済・社会の課題を踏まえ、公民連携して複数課題の統合的な解決を図る地域循環共生圏の枠組みの中で、排出CO₂の削減、生物多様性確保、健全な水循環、森林資源や農地の保全・活用がなされる持続可能なまちを目指します。 本計画では、上記分野別指針を軸に、各課題の解決を図ります。	将来都市像・基本指針・分野別指針 【将来都市像】 一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき 【基本指針】 ● 公民連携による成長戦略の推進 ● コンパクトな都市構造の構築 ● まちへの誇りが育まれる社会づくり ● 周辺都市との連携体制の推進 【分野別指針】 (1) 暮らしを支える都市づくり (2) 暮らしを守る強靱な都市づくり (3) 持続可能な循環型の都市づくり (4) 多様な主体が協働・活躍できる社会づくり (5) 健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり (6) 女性や子どもがいいきと輝ける社会づくり (7) 誰もが学び活躍できる社会づくり (8) 商業と観光が成長産業となる地域経済づくり (9) ものづくりが柱でありつづける地域経済づくり (10) スマートでスリムな行政運営の確立
緑の基本計画	緑の基本計画は、都市公園の整備や緑を保全する地区の決定など、都市計画による整備事業や緑化制度の推進のほか、都市公園の運営管理方針について計画します。さらに、街路、公共公益施設、民有地などにおける緑の保全や緑化、市民の緑とのかかわりの推進など、ソフト面の内容も含めた都市の緑に関する総合的な計画です。	理念・基本目標・緑の推進施策 緑とともに未来を歩む風格あるまち おかざき 【基本目標】 (1) 自然との共生の基盤となる健全で豊かな緑の保全 (2) 安全で快適なまちづくりを支える緑の創出 (3) 岡崎の歴史と文化、多様な魅力を支える緑の活用 (4) 人の繋がりと学びによる緑の育成 【重点プロジェクト】 (1) エコロジカルネットワークの形成プロジェクト (2) 公園活用・再編プロジェクト (3) 風格あるまちの緑の継承プロジェクト (4) 世代を繋ぐ緑の学びプロジェクト

表1- 4 環境分野における岡崎市の関連計画（つづき）

計 画	概 要	基本的な構成
都市計画 マスタープラン	岡崎市都市計画マスタープランは、本市の都市計画の基本的な方針として、愛知県が定める西三河都市計画区域マスタープランや、第7次岡崎市総合計画に即し、そのほかの関連計画と連携・整合を図ったうえで、土地利用や市街地整備、都市施設などの都市計画部門の施策の方向性を示した計画です。	基本理念・都市像 【基本理念】 自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市岡崎 【都市像】 (1) 新たな活力を創造する都市 (2) 将来にわたって持続可能な都市 (3) 住みやすい、住み続けられる都市 (4) 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市 (5) 安全安心に暮らせる都市
森林整備 ビジョン	岡崎市森林整備ビジョンは、健全な水循環、森林資源の保全・活用、生物多様性の確保がなされる持続可能なまちづくりを取組の方向性として、100年後の目指す森林の姿を定めています。 明治中期には、はげ山や草地もありましたが、明治期の植林や村有林の形成、戦後の広葉樹林からスギ・ヒノキ人工林への転換などの歴史的経緯を経て、現在、森林は市域の約60%を占めており、水源涵養や土砂災害防止等の森林の持つ公益的機能による恩恵をたくさん受けて生活しています。 森林づくりを支える「地域の環」・「人の環」を形成していくことにより、適切に保全・管理された多様な森林が健全な状態で共存し、地域のぬくもりあふれる木材やその他林産物が持続的に生産される「岡崎らしい森林」の創造を目指します。	目指す森林の姿 「めぐみ」「うるおい」「やすらぎ」の3つを提供する、「岡崎らしい森林」の創造を目指します。 ● めぐみ 地域のぬくもりあふれる木材やその他の林産物を育てる森林 ● うるおい 災害を抑制し、豊かな水と多様な生き物が息づく森林 ● やすらぎ 市民の憩いの場、学びの場、活動の場となる森林

6 本計画の対象範囲

●地域の範囲

本市の行政計画であることから本市域を計画の対象範囲としますが、本市域での活動が環境に与える影響は地球規模に及ぶことから、環境の影響範囲については広く地球環境までを視野に入れます。

●推進主体の範囲

本計画の推進主体は、市民、事業者及び行政とします。(表1-5)

表1-5 推進主体の範囲

市 民	市内に在住、在勤、在学する方（市民活動団体等を含む）
事業者	市内で事業活動を行っている企業や団体、個人
行 政	岡崎市、愛知県、国

●対象とする環境分野

対象とする環境分野を以下に示します。(表1-6)

表1-6 対象とする環境分野

環境分野	分野の概要
【自然共生】	野生生物の保護及び自然環境の保全の他、人と自然の触れ合いの増進に関する事項を対象とします。
【生活環境】	大気、水質、騒音、振動など主に生活に関する環境要素を対象とします。
【地球環境】	気候変動やエネルギーに関する環境要素を対象とします。
【循環型社会】	廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する環境要素を対象とします。
【環境教育】	環境教育・学習や各主体間の協働取組の推進に関する要素を対象とします。

第2章 岡崎市の環境の現状

1 岡崎市の概要

本市は、愛知県の中央部、三河山地と岡崎平野の接点にあり、三河高原の西端に位置しています。この丘陵台地の西を北から南に縦断して矢作川が、東から西に横断する形で乙川が流れる水環境に恵まれた地にあります。

総面積387.24km²と県内3番目の規模であり、市の北部は豊田市に、東部は新城市に、西部は安城市、西尾市に、南部は幸田町、蒲郡市、豊川市に接しています。

交通は広域利便性に優れており、J R 東海道本線、名鉄名古屋本線及び愛知環状鉄道線の鉄道網や、東名高速道路、国道1号、国道248号、国道473号、新東名高速道路の幹線道路網により、名古屋市や周辺都市との連携が図られています。(図2-1)

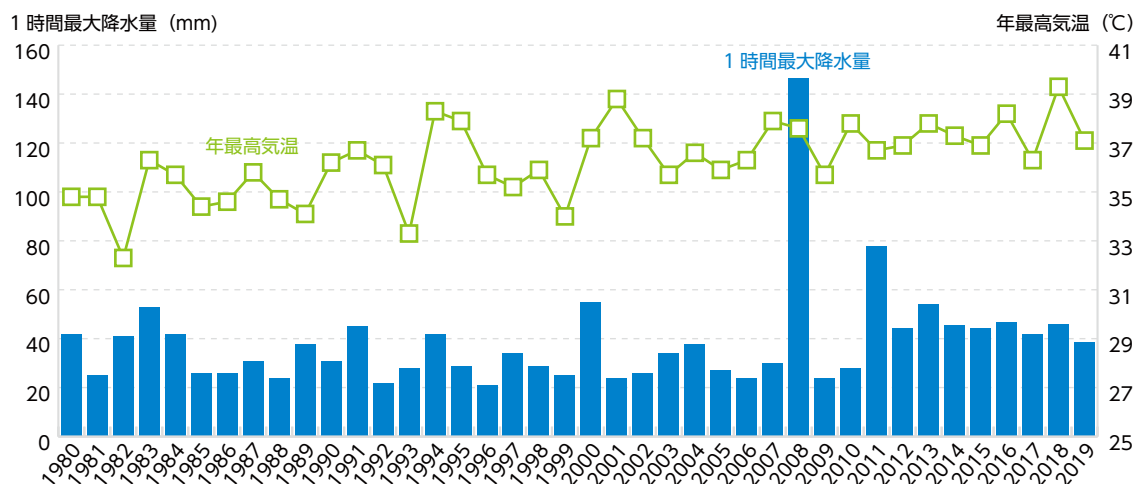


図2-1 岡崎市の位置

2 岡崎市の現況

① 気候

市内の年間気温の経年変化をみると、1980年代以降に上昇傾向にあります。また、1時間当たりの最大降水量も増加しており、集中豪雨が発生しやすい傾向となっています。(図2-2)



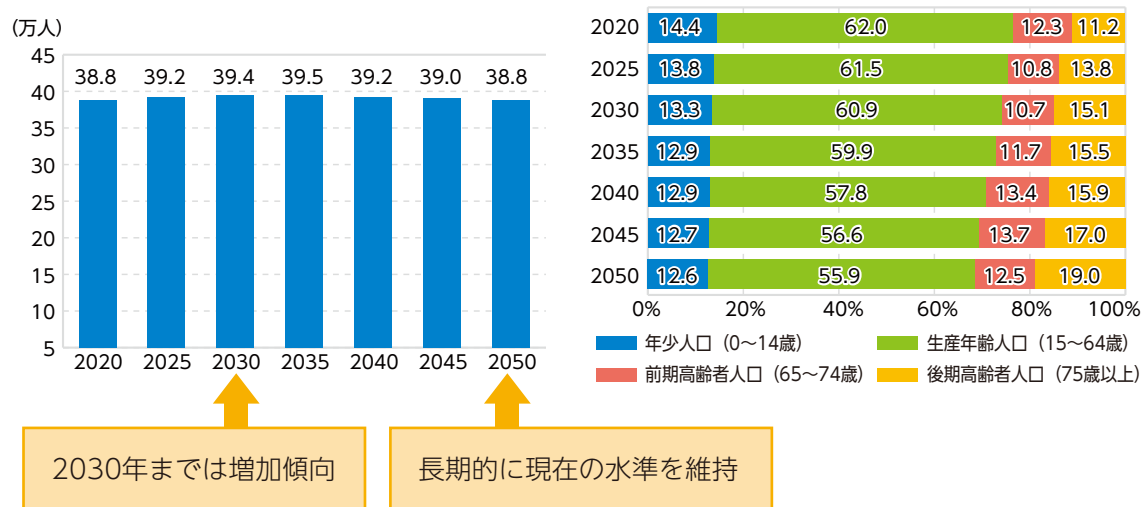
出典：気象庁「気象統計情報」

図2-2 最高気温と1時間最大降水量の経年変化状況

② 人口

岡崎市の人口をみると、2035年までは増加傾向にあり、2050年まではほぼ現在と同等の水準が維持されると推計されています。

構成をみると、岡崎市は働き盛りである生産年齢人口は減少傾向にあるものの、その割合は全国を大きく上回っており、将来においても全国平均を上回る一定の水準が維持されると推計されています。(図2-3)

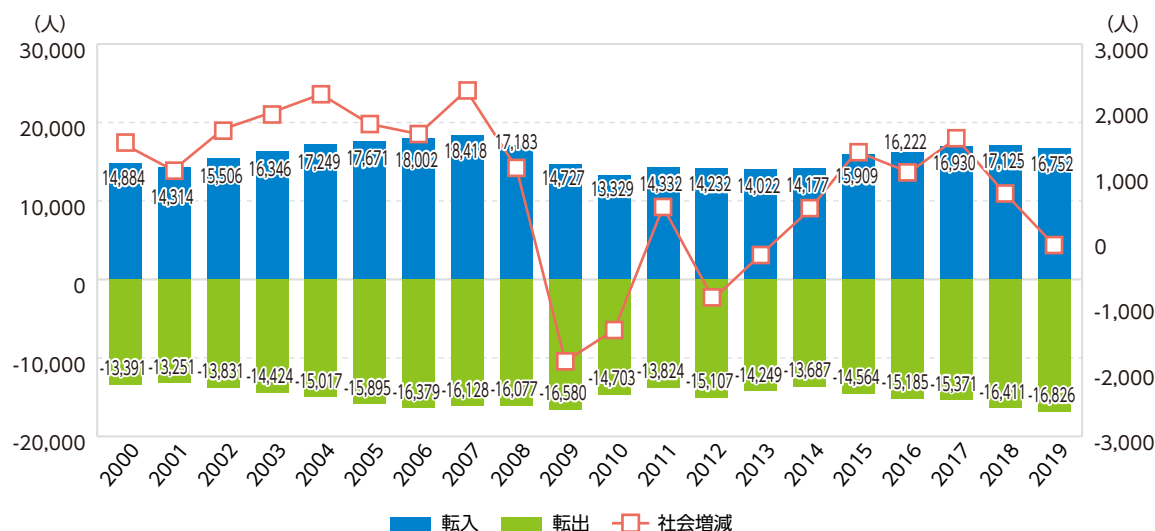


出典：岡崎市「岡崎市の将来推計人口」(2018)

図2-3 岡崎市の長期人口(左：総数、右：構成)

社会増減をみると、リーマンショックの影響を受けた2009年と2010年を除き、転入超過で推移してきています。

近年は転入・転出者数ともに緩やかに増加しており、リーマンショック以前の水準にはまだ戻っていないものの、地域の活性化により人の移動が活発に行われている状況がうかがえます。(図2-4)



出典：岡崎市「岡崎市の人口 令和2年版」(2020)

図2-4 転入・転出者の推移

社会移動の状況を年齢別、地域別にみると、県内では男女ともほとんどの世代において、幸田町及び名古屋市への転出超過の傾向がみられます。また、県外では主に東京への転出超過がみられます。

女性は転入超過ではあるものの、男性に比べ非常に少なくなっています。そのため、家族を呼び込めるまちづくりが今後の課題となります。(図2-5)

転入・転出	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳/その他
男	409	-43	-39	389	79	93	-43	-24	-3
県内総数	459	29	-7	300	93	71	-11	-14	-2
名古屋市	-139	3	-11	-43	-53	-2	-14	-19	0
豊橋市	69	10	6	16	13	17	2	5	0
豊川市	0	2	-6	18	-12	6	-5	-3	0
碧南市	29	-2	3	16	4	6	4	-2	0
刈谷市	79	13	9	42	18	-6	1	2	0
豊田市	291	9	-12	147	90	44	5	8	0
安城市	96	17	-2	33	14	6	9	19	0
西尾市	-4	-15	0	12	11	-5	-2	-5	0
蒲郡市	4	-9	2	16	-6	5	-2	-2	0
知立市	29	10	5	8	8	0	0	-2	0
高浜市	0	0	2	-3	1	0	0	0	0
みよし市	8	-1	-1	3	1	4	1	1	0
幸田町	-107	-16	-10	-27	-34	-19	-3	2	0
県内その他	104	8	8	62	38	15	-7	-18	-2
県外総数	-22	-66	-25	102	-2	17	-32	-15	-1
埼玉県	-3	-1	1	-10	-6	6	3	4	0
千葉県	-25	-5	-8	-3	-6	-1	-3	1	0
東京都	-120	-2	-23	-84	-4	-10	-1	4	0
神奈川県	8	-7	-6	11	13	-1	-4	2	0
岐阜県	17	-6	1	28	1	0	-4	-3	0
静岡県	5	-13	2	21	-9	1	1	2	0
三重県	52	-1	19	36	5	1	-9	1	0
大阪府	1	-3	-4	21	0	-8	-5	0	0
県外その他	15	-34	-14	69	-8	34	-10	-21	-1
南関東	-140	-15	-36	-86	-3	-6	-5	11	0

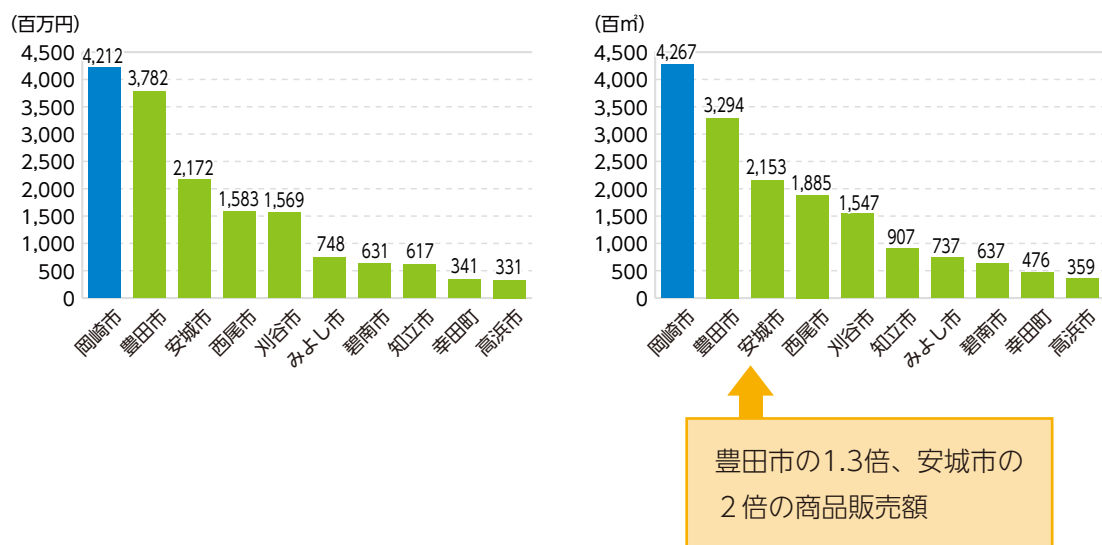
転入・転出	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳/その他
女	12	2	-21	68	26	-10	-24	-27	-2
県内総数	38	9	8	25	32	-1	-22	-13	0
名古屋市	-125	8	-5	-91	-12	-9	-6	-10	0
豊橋市	50	20	-3	30	-2	6	0	-1	0
豊川市	2	-12	2	13	2	-2	2	-3	0
碧南市	4	-1	1	6	-2	0	2	-2	0
刈谷市	26	3	4	1	12	2	2	2	0
豊田市	85	25	4	32	6	10	-6	14	0
安城市	6	8	-2	-4	20	-6	-7	-3	0
西尾市	5	-13	2	19	5	-3	-4	-1	0
蒲郡市	11	-7	1	14	-2	3	1	1	0
知立市	21	5	2	10	7	-2	1	-2	0
高浜市	6	3	3	-4	1	5	-2	0	0
みよし市	6	-3	1	0	7	0	1	0	0
幸田町	-104	-31	-7	-21	-28	-9	-3	-5	0
県内その他	45	4	5	20	18	4	-3	-3	0
県外総数	13	3	-24	65	-6	-3	-2	-18	-2
埼玉県	-22	-7	-3	-14	-2	1	1	2	0
千葉県	-17	-3	-2	-8	2	-7	-1	2	0
東京都	-121	0	-14	-79	-7	-13	-3	-5	0
神奈川県	-6	11	1	-21	4	2	3	-6	0
岐阜県	55	-4	2	48	7	2	3	-3	0
静岡県	8	3	3	4	0	3	1	-6	0
三重県	31	7	-5	9	12	6	2	0	0
大阪府	-33	2	-9	-3	-10	-8	-3	-2	0
県外その他	79	-16	-2	107	-12	5	-5	4	-2
南関東	-166	1	-18	-122	-3	-17	0	-7	0

出典：総務省「住民基本台帳移動報告」(2017)

図2-5 年齢別地域別移動状況 (左：男性 右：女性)

③ 産業

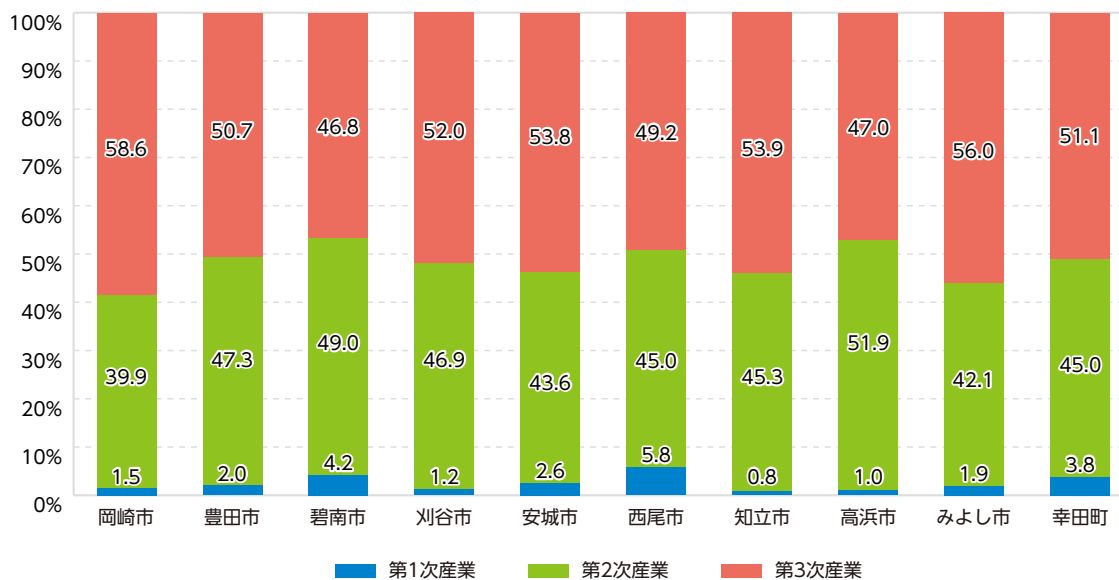
小売業年間商品販売額及び小売業の売場面積はどちらも西三河の中で最も高くなっており、西三河の中で商業の中心を担っていることがうかがえます。(図2-6)



出典：総務省「経済センサス活動調査」(2016)

図2-6 小売業年間商品販売額(左)、小売業の売り場総面積(㎡)(右)

産業別の従業員割合をみると、岡崎市は、西三河の中では比較的第二次産業の割合が低く、第三次産業の割合が高くなっています。(図2-7)



出典：総務省「国勢調査」(2015)

図2-7 産業別従業員割合

④ 交通

1) 公共交通の利用状況

市内には名古屋鉄道の名古屋本線、JRの東海道本線、愛知環状鉄道の駅があります。主要駅の乗客数の推移を見ると名古屋鉄道各駅は横ばいですが、JR岡崎駅と、愛知環状鉄道岡崎駅の乗客数が増加傾向にあります。(図2-8)

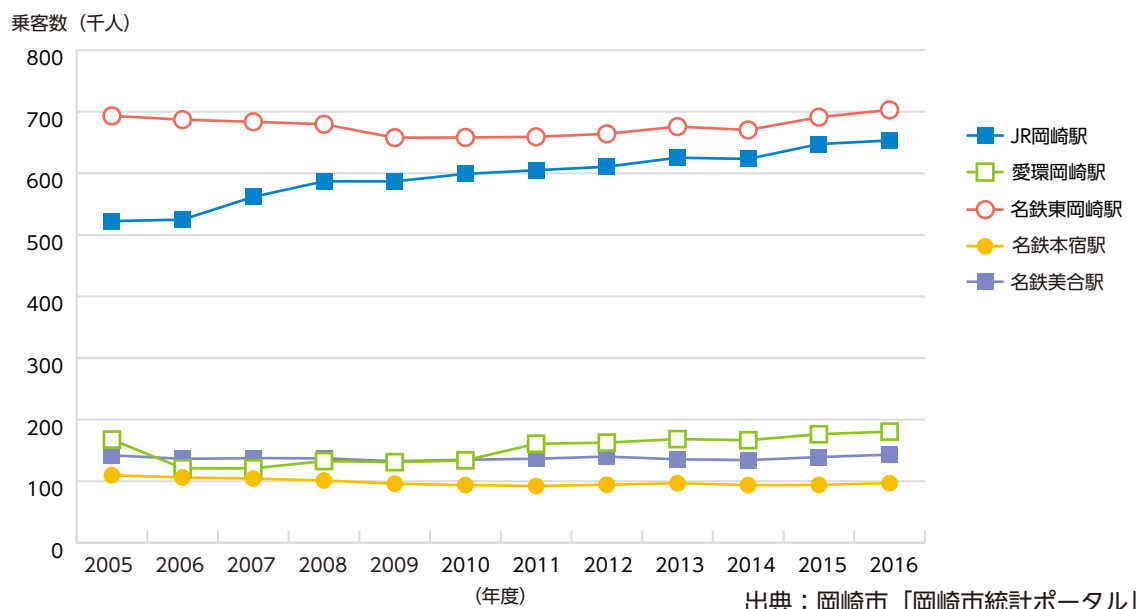


図2-8 主要駅の乗客数

2) 自動車利用

自動車の保有台数は増加傾向にあり、なかでも軽自動車の台数が増加しています。1人当たりの台数も増加しており、移動を自動車に依存する傾向があります。(図2-9)

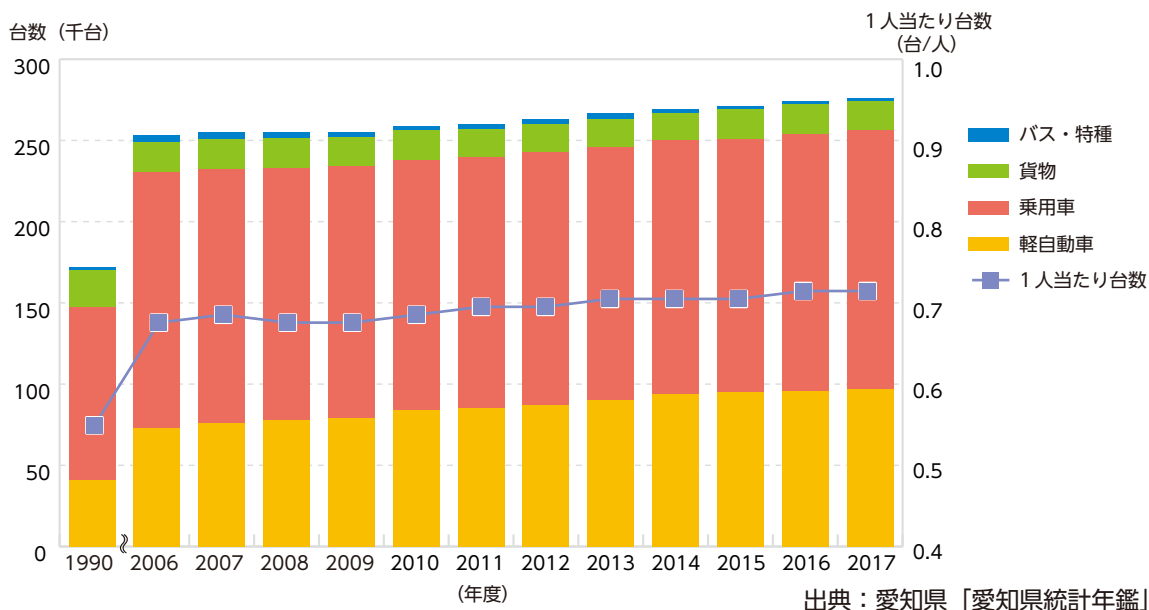
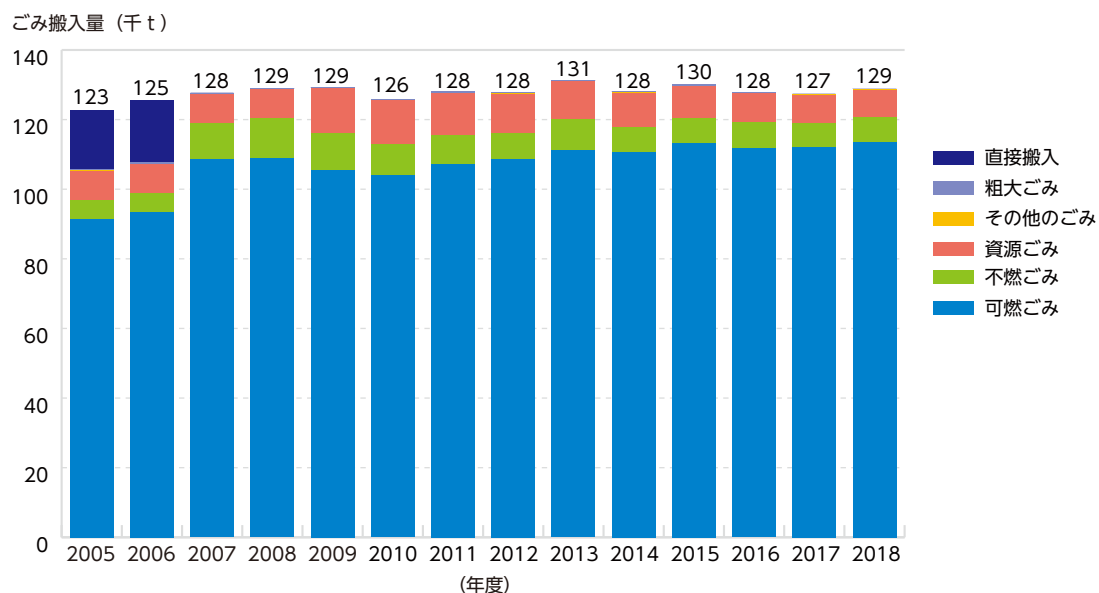


図2-9 自動車保有台数の推移

⑤ 廃棄物

ごみの搬入量は可燃ごみが8割以上を占めており、変動しつつも概ね横ばいで推移しています。

可燃ごみに含まれるプラスチック類の焼却時には、より多くの二酸化炭素が排出され、温室効果ガスとして地球温暖化の原因となります。可燃ごみに含まれるプラスチック類は、2010年度までは減少していましたが、2011年度から増加しました。プラスチック製容器包装等の資源の分別の徹底が求められます。(図2-10)



注：「直接搬入」は2007年度以降は内包された。

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

図2-10 ごみ搬入量の推移



3 アンケート調査結果

(1) 調査概要

本計画を策定するにあたって、以下の要領でアンケート調査を実施しました。

本項では、市民、事業者それぞれの「岡崎市の将来の環境像について」（問11）の結果を掲載します。なお、調査結果の詳細は、市ホームページ等で公開しています。

① 目的

市民の環境に対する意識や行動等を把握し、環境基本計画策定の基礎的資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査対象

- ・市民2,000人（無作為抽出）
- ・事業者200事業所（無作為抽出）

③ 実施期間

2019（令和元）年9月6日～2019（令和元）年9月20日

④ 調査票の回収状況

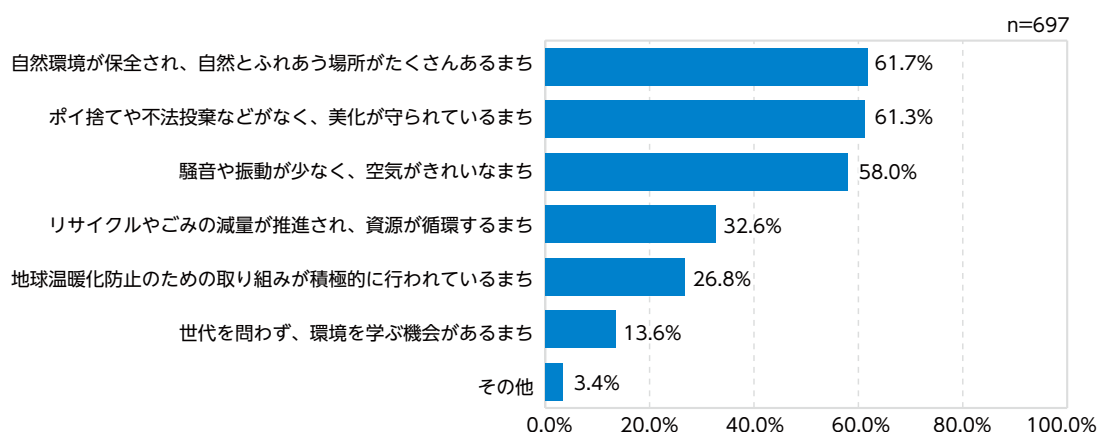
	配布数	回収数	回収率
市 民	2,000件	697件	34%
事業者	200件	103件	51%

(2) 調査結果 「岡崎市の将来の環境像について」

① 市民

問11 あなたが望む、岡崎市の環境の10年後の姿について、下記の中から該当する番号を選んでください。(3つまで)

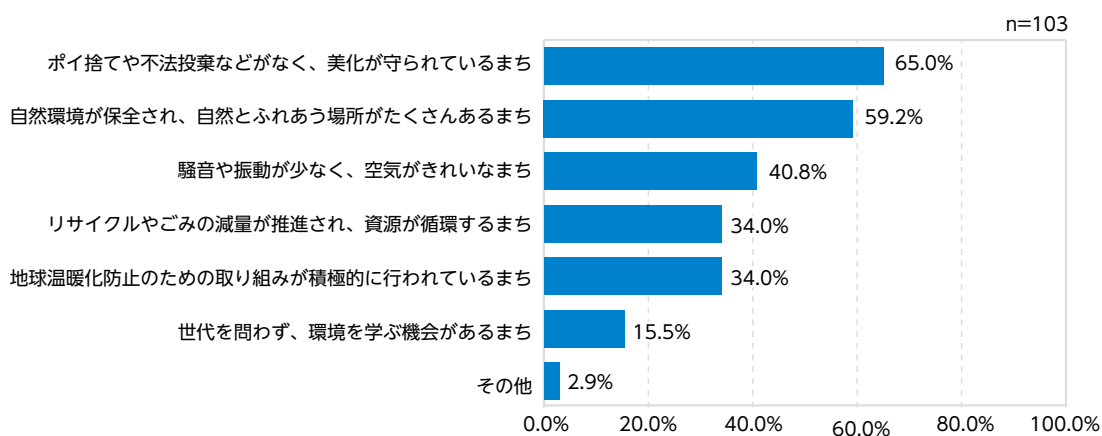
「自然環境が保全され、自然とふれあう場所がたくさんあるまち」で61.7%、「ポイ捨てや不法投棄などがなく、美化が守られているまち」が61.3%、「騒音や振動が少なく、空気がきれいなまち」の58.0%が続いています。なお、「環境を学ぶ機会のあるまち」は1割程度となっています。



② 事業者

問11 岡崎市の環境に望まれる10年後の姿について、下記の中から該当する番号を選んでください。(3つまで)

「ポイ捨てや不法投棄などがなく、美化が守られているまち」で65.0%、次いで、「自然環境が保全され、自然とふれあう場所がたくさんあるまち」の59.2%でした。



第3章 環境ビジョン・環境目標

1 環境ビジョン

本計画では、豊かな自然の恵みを享受しながら、自然とふれあい、活気にあふれた未来都市を形成することを目指して、本市の環境ビジョンを以下のように提示します。(表3-1)

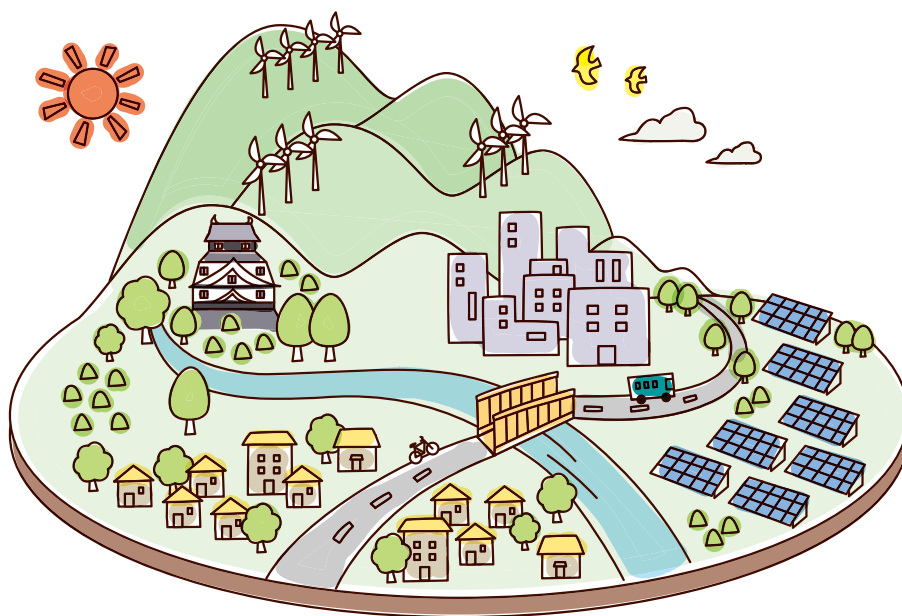
表3-1 環境ビジョン

自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会 「環境共生都市 岡崎」

本市は、市内を流れる矢作川や乙川をはじめとした河川、豊かに広がる森林・緑地並びにそこに生息する動植物など豊かな自然に恵まれています。

これらの豊かな自然を私たちの子や孫に引き継ぐとともに、日常生活から排出される廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努め、エネルギーの脱炭素化を推進し、持続可能なまちづくりを目指していきます。

なお、今後10年間の環境施策もこれまでの環境施策を踏まえるものとし、1999（平成11）年に策定した環境基本計画のビジョンである「環境共生都市 岡崎」を継承するものとします。



2 環境目標

環境ビジョンを実現するために、本市を取り巻く環境の現状や将来顕著化が予想される課題を踏まえて、下表に示す5つの環境目標を設定します。

本計画に基づく取組において、SDGsの目標達成に貢献するとともに、SDGsの考え方（環境課題、社会課題、経済課題の同時解決）を取り入れられるよう、それぞれの環境目標を達成するうえで最も関連性が強い「SDGsの目標」を示しています。詳細は、次頁以降に示しました。（表3-2）

表3-2 環境目標とSDGsの関係

【環境目標1】	【自然共生】 豊かな自然と共生するまちに		
	自然環境への配慮が日常生活や事業活動の中にあり、また、自然から恩恵を受けることができるまちを目標とします。	15 陸の豊かさも守ろう 	6 安全な水とトイレを世界中に 
【環境目標2】	【生活環境】 良好な生活環境が確保されるまちに		
	大気汚染、水質汚濁などの公害防止を図るとともに、環境美化の保たれる良好な生活環境であるまちを目標とします。	12 つくる責任 つかう責任 	6 安全な水とトイレを世界中に  3 すべての人に健康と福祉を 
【環境目標3】	【地球環境】 気候変動の対策が進んだまちに		
	市民、事業者が行政とともに気候変動の問題について適切に認知し、緩和策や適応策を実施しているまちを目標とします。	13 気候変動に具体的な対策を 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 
【環境目標4】	【循環型社会】 ごみの排出が抑制され、資源やエネルギーが循環するまちに		
	3R（リデュース、リユース、リサイクル）が促進され、適切に廃棄物が処理されているまちを目標とします。	12 つくる責任 つかう責任 	11 住み続けられるまちづくりを 
【環境目標5】	【環境教育】 環境を考え実践するまちに		
	市民、事業者が行政とともに環境を学び考え、環境保全に取り組むまちを目標とします。	4 質の高い教育をみんなに 	17 パートナリープで目標を達成しよう 

環境目標 1

【自然共生】豊かな自然と共生するまちに

自然環境への配慮が日常生活や事業活動の中にあり、また、自然から恩恵を受けることができるまちを目標とします。

現状・問題点	● 2018年に改訂した岡崎市版レッドデータリストでは、1種が絶滅に追加指定されています。 ● 湿地保全活動の参加者数は目標数に達していますが、市民アンケート調査からは人と自然がふれあえる場を確保することに8割以上の方が重要と考えている一方で、その取組に満足している方は5割に達していません。 ● 本市の実施する自然体験プログラム参加者数は増加傾向にある一方で、市民アンケート調査からは8割程度の市民は参加したことがないと答えています。
未来の姿	● 多くの動植物が、本市の豊かな自然に生息、生育しています。 ● 身近に自然と触れ合い、親しむことができる環境があり、自然を慈しみ大切に作る心が育まれています。 ● 日常生活や事業活動は自然環境に配慮して行われており、自然の恩恵を十分に享受できるまちとなっています。

本市の目標に関連するSDGsのゴールとターゲット	     
	● 水に関連する生態系の保護・回復が行われています。(6.6) ● すべての人が緑地からの恩恵を受けています。(11.7) ● すべての人が自然と調和したライフスタイルを心がけています。(12.8) ● 山、川、海のつながりを意識した取組が行われています。(14.2) ● 森林の無秩序な開発が抑制されています。(15.4) ● 外来種に対する対策が立てられています。(15.8) ● 生態系や生物多様性の価値を踏まえた行政活動や事業活動が行われています。(15.9) ● 市民、事業者、行政が共に環境を学び考えています。(17.17)

※ () 内は、SDGsのゴール及びターゲットの番号

主要目標・指標	現況値 (2019年度)	目標値
① 岡崎市版レッドデータリストの改定	第2版	第4版
② 自然体験・学習プログラム参加者数	8,195人	10,000人

環境目標 2

【生活環境】 良好な生活環境が確保されるまちに

大気汚染、水質汚濁などの公害防止を図るとともに、環境美化の保たれる良好な生活環境であるまちを目標とします。

現状・問題点	● 河川水質調査（BOD）の値は環境基準を満たしていますが、市民アンケートでは、河川のきれいさに満足している市民は半数程度であり、これからもきれいにする取組が重要と考える割合が高くなっています。 ● 同様に、あなたが望む岡崎市の環境の10年後の姿について6割を超える方が「ポイ捨てや不法投棄などがなく、美化が守られているまち」と回答しています。 ● 一般環境大気測定局（羽根局）での観測では、2013（平成25）年以降、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては環境基準（1時間値が0.06ppm以下）を達成しませんでした。 ● 市民が騒音や振動、大気汚染や悪臭に支障を感じないとする割合は5割から6割程度にとどまっており、また、近年、大気汚染や騒音に関する苦情も多く寄せられています。
未来の姿	● 乙川、矢作川など美しく豊かに流れる河川の水辺が市民の憩いの場となっています。 ● 市民はごみのない美しく快適なまちで暮らしています。 ● 市民は、騒音が少なく、きれいな空気に満たされた環境で生活しています。

本市の目標に関連するSDGsのゴールとターゲット	
	● きれいな空気や水に満たされ、すべての人が健康的な生活を行っています。(3.9) ● すべての人が安全に水を利用できています。(6.1) ● 投棄の廃絶と有害な化学物質の放出の最小化などによって水質が改善されています。(6.3) ● 工場等からの排水は適正に管理され持続的な生産が行われています。(12.4) ● 気候変動に対する適応策がとられています。(13.3) ● 海洋資源の保全が考慮されています。(14.1) ● 市民、事業者、行政が共に環境を学び考えています。(17.17)

※（ ）内は、SDGsのゴール及びターゲットの番号

主要目標・指標	現況値 (2019年度)	目標値
③ ポイ捨て実態調査におけるごみの総数	475個/週	45個/週
④ 水循環再生指標	3.6点	4点

環境目標 3

【地球環境】気候変動の対策が進んだまちに

市民、事業者が行政とともに気候変動の問題について適切に認知し、緩和策や適応策を実施しているまちを目標とします。

現状・問題点	● 市域からの温室効果ガス排出状況は、1990年と比べて産業部門は減少傾向にありますが、家庭部門、業務部門、運輸部門は増加傾向にあります。 ● 本市の日平均気温や日最高気温の年間平均値は、上昇傾向にあります。 ● アンケート調査の結果によると、本市の温暖化対策の取組について、「よくわからない」とする回答が他の環境分野よりも高い傾向にあります。
未来の姿	● 市民は、地球環境に関して必要な知識や情報を共有できるようになっています。 ● 本市の特性を生かしたバイオマスエネルギーを使用し、二酸化炭素の排出量ゼロを目指す新たなライフスタイルが普及しています。 ● 治山・治水対策等が進み、気候変動に適応できるようになっています。

本市の目標に関連するSDGsのゴールとターゲット	      
	● すべての人が気候変動からの影響を低減できています。(1.5) ● 気候変動からの適応が向上しています。(2.4) ● 持続的にエネルギーを利用できています。(7.1) ● 再生可能エネルギーの割合が大幅に拡大しています。(7.2) ● 環境に配慮した技術が導入され、持続可能な経済活動が行われています。(9.4) ● 気候変動に対する緩和策と適応策が実施されています。(11.b) ● 気候変動に対する教育や啓発が行われています。(13.3) ● 市民、事業者、行政が共に環境を学び考えています。(17.17)

※（ ）内は、SDGsのゴール及びターゲットの番号

主要目標・指標	現況値 (2019年度)	目標値
⑤ 市域からの温室効果ガス総排出量	基準年度比 -6% (推計)	基準年度比 -28%
⑥ 地域電力の供給	27,411kw (2020年)	30,000kw

環境目標 4

【循環型社会】ごみの排出が抑制され、資源やエネルギーが循環するまちに

3 R が促進され、適切に廃棄物が処理されているまちを目標とします。

現状・問題点	● 処理しなければならない1人1日当たりのごみの量は2013（平成25）年から2018（平成30）年の間、2017（平成29）年は目標値（850 g /人・日）まで縮減しましたが、そのほかの年次では目標値以上となっています。 ● 不法投棄件数は2014（平成26）年に大きく減少し、その後は横ばいです。2018（平成30）年は270件となっています。 ● 市民アンケートによると、ごみ問題について、最も回答した割合が大きいのは、「ごみは、本市の分別方法どおり、きちんと分別して排出している。」で89.0%でした。また、エコバックの持参やごみ減量の取組も66.6%が行っていると回答しています。一方で、「過度な鮮度志向を抑制したり、リサイクル品の購入を心掛けている」と回答する割合は14.8%でした。
未来の姿	● リユースの取組や資源のリサイクルが普及し、ごみの減量が進んでいます。 ● 不法投棄の対策が進み、廃棄物の適正処理が徹底しています。 ● ごみ処理施設では、高効率なエネルギー回収が行われています。

本市の目標に関連するSDGsのゴールとターゲット	12 つくる責任 つかう責任 11 住み続けられる まちづくりを 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 17 パートナリシップで 目標を達成しよう
	● 持続可能な消費と生産が行われています。(8.4) ● 資源の利用効率が向上しています。(9.4) ● 廃棄物の管理に特別な注意が払われています。(11.6) ● ライフサイクル全体を通じた化学物質や廃棄物の管理が行われています。(12.4) ● 市民、事業者、行政が共に環境を学び考えています。(17.17)

※（ ）内は、SDGsのゴール及びターゲットの番号

主要目標・指標	現況値 (2019年度)	目標値
⑦ 処理しなければならない1人1日当たりのごみの量	881 g /人・日	717 g /人・日
⑧ 廃棄物処理施設等立入検査	1,549件	—

環境目標 5

【環境教育】環境を考え実践するまちに

市民、事業者が行政とともに環境を学び考え、環境保全に取り組むまちを目標とします。

現状・問題点	● 昨今の環境問題の多くは、日常生活や事業活動に起因することから、環境問題の解決のためには、日常生活や事業活動での環境配慮が重要となっています。 ● アンケート調査では、「積極的に学習している」と答える割合は7.0%、今後の環境学習への参加意向（「今後、市役所主催の環境について学ぶ機会があれば参加しようと思う」）は17.1%となっています。
未来の姿	● 市民、事業者及び行政がそれぞれの立場で環境を学び考え、環境保全活動が自発的に実践されています。 ● 環境負荷の少ない生活、環境に配慮した行動を実践する社会となっています。

本市の目標に関連するSDGsのゴールとターゲット	4 質の高い教育をみんなに 17 パートナリシップで目標を達成しよう 16 平和と公正をすべての人に ● すべての市民が持続可能な開発を促進するために必要な知識などを習得しています。(4.7) ● 参加型の意思決定が行われています。(16.7) ● 市民、事業者、行政がともに環境を学び考えています。(17.17)
--------------------------	---

※（ ）内は、SDGsのゴール及びターゲットの番号

主要目標・指標	現況値 (2019年度)	目標値
⑨ 環境学習申し込み数	133回	150回

【コラム】岡崎市のゼロカーボンシティへの挑戦

本市では、地球温暖化対策実行計画に沿って市内の二酸化炭素の排出量削減目標を設定し、全市的な取組を推進しています。

近年、記録的猛暑やゲリラ豪雨など、地球温暖化が原因とされる気候変動による影響が深刻化しており、平成20年8月末の豪雨で被災した本市としては、気候変動を喫緊の課題として捉えています。排出され続けている温室効果ガスの増加によって、今後、このような水害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されます。

2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされ、2019年末には環境大臣が、この目標の達成に向けて各自治体に「2050年ゼロカーボンシティ」への参画期待を示しました。

東京都・山梨県・横浜市・京都市などから始まった日本の自治体によるゼロカーボンシティは、現在169の自治体（23都道府県、91市、2特別区、43町、10村）が表明（※）するに至り、本市もそのひとつとして2020年2月27日、市議会3月定例会の市長提案説明において、「本市における二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロにする」と表明しています。

具体的な取組みとしては、岡崎市地球温暖化対策実行計画を推進し、温室効果ガス排出量の削減目標を2030年度までに2013年度比で28%削減することとし、国が掲げる26%削減を上回る目標を掲げて取組んでいます。また、本市が出資する地域新電力会社の事業利益を活用した再エネ利用の普及拡大及び西三河首長誓約推進協議会における「持続可能なエネルギーアクションプラン（エネルギー地産地消戦略・広域連携戦略）」を推進しています。

世界気候エネルギー首長誓約（「世界首長誓約」（GCoM））は、持続可能なエネルギーの推進、国の目標以上の温室効果ガスの削減、気候変動の影響への適応の3つに取組むことにより、持続可能でレジリエント（強靱）な地域づくりを目指し、同時に、パリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、そのための行動計画を策定した上で、具体的な取組みを進めていく世界的な仕組みです。世界では欧州を中心に10,000を超える首長が誓約しています。その中で日本の特性に応じた「世界首長誓約/日本」（CoM Japan）に本市は2018年10月に誓約し、岡崎市地球温暖化対策実行計画を推進することで取組みを進めています。

菅義偉総理大臣は2020年10月の所信表明演説で、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。中国も2060年までにカーボンニュートラルを目指すことを表明しています。こうした国内外の流れに遅れることのないよう、本市としても「自然と調和した環境にやさしいまちづくり」を通じて、国際的な目標の達成に貢献していくため、住民や事業者の皆様とともにさらなる取組みを進めていきます。

※：2020年11月現在、環境省公表より

【ロゴマーク】「世界首長誓約/日本」
<https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/H7Mm2nR5jbE7kSr>



2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体



■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする224自治体（28都道府県、128市、2特別区、55町、11村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。表明自治体人口約9,064万人※、GDP約411兆円。

※表明自治体人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除いて計算しています。

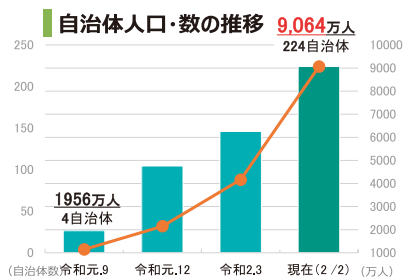
（2021年2月2日時点）

表明都道府県（7,670万人）



表明市区町村（3,875万人）

北海道	山形県	栃木県	茨城県	千葉県	石川県	愛知県	島根県	佐賀県
札幌市	山形市	鹿沼市	水戸市	千葉市	金沢市	岡崎市	松江市	佐賀市
石狩市	米沢市	大田原市	成田市	土浦市	加賀市	半田市	岡山市	武雄市
二子市	東根市	那須塩原市	古河市	八千代市	山梨県	豊田市	岡山市	熊本県
古平町	南陽市	那須烏山市	結城市	山武市	南アルプス市	大府市	津山市	熊本市
岩手県	朝日町	那須町	下妻市	野田市	北杜市	みよし市	玉野市	菊池市
久慈市	高田町	那珂川町	常総市	我孫子市	甲斐市	武蔵町	総社市	宇土市
二戸市	川西町	群馬県	高萩市	浦安市	笛吹市	三重県	備前市	宇城市
葛巻町	飯豊町	太田市	北茨城市	四街道市	上野原市	志摩市	瀬戸内市	阿蘇市
普代村	庄内町	館林市	取手市	東京都	中央市	南伊勢町	赤磐市	合志市
軽米町	福島県	藤岡市	牛久市	世田谷区	市川三郷町	滋賀県	真庭市	美里町
野田村	郡山市	神流町	鹿嶋市	葛飾区	富士川町	湖南市	和気町	玉東町
九戸村	大熊町	嬬恋村	潮来市	多摩市	昭和町	京都府	早島町	大津町
洋野町	浪江町	みなかみ町	守谷市	神奈川県	長野県	京都市	久米南町	菊陽町
一戸町		大泉町	常陸大宮市	横浜市	小諸市	宮津市	美咲町	高森町
八幡平市			那珂市	川崎市	佐久市	京丹後市	吉備中央町	西原村
宮古市			筑西市	相模原市	東御市	大山崎町	広島県	南阿蘇村
			坂東市	横須賀市	松本市	与謝野町	広島市	御船町
			桜川市	鎌倉市	軽井沢町	大阪府	尾道市	嘉島町
			つくばみらい市	小田原市	池田町	大阪府	香川県	益城町
			小美玉市	三浦市	立科町	枚方市	高松市	甲佐町
			茨城町	開成町	白馬村	東大阪市	善通寺市	山都町
			城里町	新潟県	小谷村	泉大津市	愛媛県	宮崎県
			東海村	新潟市	南箕輪村	兵庫県	松山市	串間市
			五霞町	柏崎市	岐阜県	神戸市	福岡県	鹿児島県
			境町	佐渡市	大垣市	明石市	北九州市	鹿児島市
			埼玉県	栗島浦村	静岡県	奈良県	福岡市	知名町
			さいたま市	妙高市	静岡市	生駒市	大木町	沖縄県
			秩父市	十日町市	浜松市	和歌山県	長崎県	久米島町
			所沢市	富山県	富士宮市	那智勝浦町	平戸市	
			深谷市	魚津市	御殿場市	鳥取県	五島市	
			南砺市	牧之原市	北栄町			
			立山町		南部町			



* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体

出典：環境省

図 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体（2021年2月時点）

第4章 施策の方向性と重点施策

1 施策の体系

環境ビジョンを実現するために、環境目標、施策の方向性、重点施策による施策体系を下図に示します。施策の方向性、重点施策の詳細は、次頁以降に示しました。(図4-1)

図4-1 施策の体系



2 施策の方向性

1 自然共生

① 豊かな自然を確保する

生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進していくために、生物多様性おかげさ戦略に基づき保護区域の指定や岡崎市版レッドリストの更新を行い、生物多様性の確保に努めます。

また、生物多様性の保全及び持続可能な利用を進めるためには、多くの市民の参画による自然保護活動が必要であるため、市民への普及啓発を図るほか、市民、事業者、活動団体等による自然保護活動の支援や、協働による自然体験や保全活動の場の整備を推進します。

重点施策 1 野生生物の保護及び自然環境の保全

② 人と自然がふれあえる場を確保する

本市は、市域全体の約6割を占める森林のほか農地、河川、池沼といった豊かな自然環境と市街地を併せ持ち、多種多様な生物が生息・生育しています。これらの自然に触れ合い、親しむことで自然を慈しみ大切にする心を育み、本市の強みである豊かな自然の価値を更に高め、市民がこれを意識し、自然の恩恵を十分に享受できるようにしていくために、体験型自然環境教育を推進します。

重点施策 2 自然体験プログラムの充実・施設の整備

2 生活環境

① ごみのない美しく快適なまちづくりを推進する

目に見える形で良好な都市景観を創造するために、身近な生活環境の美化を推進します。

ごみのないまちを実現するために、ポイ捨て防止の啓発を始めとした、ポイ捨てをしない、させない生活環境を構築します。

また、空き地の放置や堆積物による土地の不良の状態（ごみ屋敷）の改善等により、美しく快適なまちを推進します。

河川流域周辺の美化の推進の一翼を担う河川美化団体については、継続的な活動支援を行います。

重点施策 3 環境美化の推進

② 環境汚染を防止し、リスクを低減する

市民の健康を保護するとともに、生活環境の維持・向上を図るため、工場等事業所への効果的な立ち入り検査や、常時監視による汚染等状況把握の継続、機器、設備及び人員等組織体制の充実を図ります。特に石綿規制の強化に伴う指導体制の構築など法改正等への対応を行います。

健全な河川環境のために、河川流量の維持、安定化を目的とした、雨水貯留や地下浸透の確保に努めるほか、市民の水辺への関心の向上を図る普及啓発を行います。また、生活排水による河川の水質汚濁防止のために、見直しのあった「汚水適正化構想」も考慮し、浄化槽処理促進区域を新たに設定し、合併処理浄化槽への転換促進をさらに図るとともに、浄化槽保守点検業者との協働や浄化槽台帳システムの活用による浄化槽の適正な維持管理を推進し、良好な生活環境の確保を目指します。

重点施策 4

環境汚染の防止に係る適切な規制、指導及び環境調査の充実

3 地球環境

① 地球温暖化を緩和し、気候変動に適応する

岡崎市地球温暖化対策実行計画（2018（平成30）年3月策定）の目標を達成するために、同計画に定める緩和策を着実かつ効果的に推進していきます。

また、既に現れている又は中長期的に避けられない影響への「適応策」の推進により、被害や影響の低減を図ります。

重点施策 5

地球温暖化の緩和策及び適応策の推進

② 株式会社岡崎さくら電力と連携し、クリーンな電気を公共施設等に供給する

令和2年3月に岡崎市と民間企業との共同出資により「株式会社岡崎さくら電力」が設立されました。

市グリーンセンターで発電されるクリーンな電気を市内の公共施設等に供給することで地域の低炭素化に貢献するとともに、事業活動によって生み出された利益を再生可能エネルギー利用の普及拡大や電動車両の導入促進等の市の環境施策に活用していきます。

一方で、木質バイオマスの燃料としての利活用の推進による廃棄物と温室効果ガスの削減の可能性について調査検討を行うとともに、岡崎さくら電力の利益活用による連携についても検討します。

重点施策 6

株式会社岡崎さくら電力と連携した地域の低炭素化の推進



4 循環型社会

① ごみ減量、リサイクルを推進する

持続可能な循環型社会を実現するために、ごみ減量、廃棄物分別による資源化、リサイクル品の利用促進に資する施策を推進するほか、近隣自治体との連携を図りながら、ごみ処理施設の更新を行い資源の有効利用を進めていきます。

また、災害が発生した際に、迅速な廃棄物処理が行えるように、ごみ処理体制を整備します。

重点施策7

ごみ減量と資源化、ごみ処理体制の整備

② 廃棄物の適正処理を推進する

大規模ではないもののごみステーションや民地への廃棄物の投棄、違法焼却など、事業活動又は家庭生活に伴って生じた廃棄物の不適正処理が後を絶ちません。廃棄物の適正処理を推進するために、不法投棄の早期発見、早期是正や、産業廃棄物適正処理のための電子manifestoの利用促進、資源化ルートの検討、廃棄物の適正処理及びリサイクルに資する施策を推進します。

また、PCB含有廃棄物について、法令による処理期限が定められており、それまでに所有者によって全量処理される必要があることから、PCB廃棄物の期限内処理の指導啓発を推進します。

重点施策8

廃棄物の適正処理に係る指導、啓発の徹底

5 環境教育

① 環境教育を推進する

近年の環境問題の多くは、市民活動や社会経済活動そのものが大きな原因となっていることから、市民、事業者、行政が協力して環境問題の解決に当たっていく必要があります。

このため、環境教育に係る人材育成、環境保全団体の活動支援を行っていくほか、市民や事業者の環境意識の向上に努めます。

重点施策9

環境教育の推進

3 重点施策

重点施策1 野生動植物の保護及び自然環境の保全

課 題

生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進していくためには本市の生物多様性の特性や地域の社会状況を踏まえ、野生動植物の保護及び自然環境の保全に努め、人と自然が共生した地域づくりが不可欠であり、多くの市民に参画を求めて自然保護活動を推進していく必要があります。

これまでの取組

2008（平成20）年に岡崎市自然環境保全条例（以下「条例」という。）を制定し、市内の希少動植物の生息・生育状況をまとめた岡崎市版レッドリスト及びレッドデータブックおかざき2014を作成、更に2018（平成30）年3月に第2次岡崎市版レッドリスト2018としてレッドリストを更新しました。また、市内の希少な野生動植物のうちギフチョウを2010（平成22）年2月に、シロバイを2017（平成29）年12月に、ヒナノシャクジョウを2019（平成31）年3月に条例に基づく指定希少野生動植物種に指定しました。

条例に基づき2009（平成21）年2月に岡崎市自然環境保護区に指定した北山湿地は、市民ボランティアと協働して保全活動を継続し、同湿地の希少性及び保全活動の実績により2017（平成29）年2月に愛知県から天然記念物に指定されています。

このほか条例に基づく自然環境監視員や自然環境保全推進員、さらには市民団体により市内の自然環境の保全活動が実施されています。



施策の概要

希少野生動植物種とその生息・生育環境の保全及び外来生物対策、野生鳥獣の適正な管理を行います。さらに、条例に基づく自然環境保全活動団体や他の市民団体の支援を行い、本市における野生動植物の保護及び自然環境の保全を推進します。

今後の展開（方向性）

引き続き本市の生物多様性の実態把握に努め、新たな指定希少野生動植物種の指定を検討するほか事業活動や公共工事における生物多様性への配慮を推進します。外来生物対策については、市民や企業などの多様な主体の参画を推進し、広域的な防除の実施を検討します。

また、市民団体による貴重な自然の保護活動を支援するとともに、市民自らが実施する身近な動植物の調査及び身近な自然環境の保全活動を推進します。教育機関との共同研究や市民団体及び民間事業者との協働による自然環境保全活動を学会発表やホームページなどで積極的に公開し、生物多様性に関する知識の普及啓発に努めます。

重点施策２ 自然体験プログラムの充実・施設の整備

課 題

本市は、市域全体の約６割を占める森林のほか農地、河川、池沼といった豊かな自然環境と市街地を併せ持ち、多種多様な生物が生息・生育しています。これらの自然に触れ合い、親しむことで自然を慈しみ大切にする心を育み、本市の強みである豊かな自然の価値を更に高め、市民がこれを意識し、自然の恩恵を十分に享受できるようにする必要があります。

これまでの取組

水とみどりの森の駅事業を推進し、おかざき自然体験の森、こども自然遊びの森（わん Park）及びホテル学校（以下「環境教育施設」という。）の整備を行い、各種自然体験プログラムを実施しました。自然環境保全条例第21条に基づく自然ふれあい地区に指定されているおおだの森では、初日の出や桜を見る会を実施し、市内外から多くの集客に成功しています。その他、北山湿地自然観察会など各種の自然観察会や探鳥会、昆虫展等を実施し、多くの市民が自然に親しむ機会を提供しました。



施策の概要

これまでの取組を発展的に継続するほか環境教育施設で実施している環境教育は、指定管理者制度への移行により民間事業者と連携し、そのアイデアを取り入れ、質と量の更なる充実を図ります。

今後の展開（方向性）

環境教育施設での環境教育を一層、推進するため当該施設の利用時間の延長や目的外利用を認めるなど利活用の拡大に努めるほか利用者のニーズを継続して聞き、指定管理者とともに提供プログラムの充実を図ります。

その他の水とみどりの森の駅事業は、地元市民や関係者の声を聞きながら本市の関与継続の是非を慎重に判断し、継続する事業はさらなる充実を図ります。

重点施策3 環境美化の推進

課 題

市民アンケートの調査結果において、岡崎市の将来像は「ポイ捨てや不法投棄がなく美化が守られているまち」が望まれています。ポイ捨てごみの減少を始め、目に見える形で良好な都市景観を創造するために、空き地の放置や堆積物による土地の不良の状態（ごみ屋敷）の改善等、身近な生活環境における美化のさらなる推進が必要です。

また、河川美化活動の推進を図るために、河川美化団体について継続的な支援を行っていく必要があります。

これまでの取組

2019年（平成31）4月に、生活環境の美化の推進に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、路上喫煙禁止区域・ポイ捨て等防止重点区域を指定し、生活環境美化監視員巡回による指導啓発を実施しています。また、これまでの土地の適正管理を空き地に限定し、円滑な空き地の状況改善に向け、統一基準により一体的な状況管理ができるよう事務処理要綱を改正しました。

土地の不良な状態については、土地、建物等の不良な状態の適正化に関する事務処理要綱により、支援を要する土地所有者等に定期的な指導及び必要に応じ、地域と連携しながら適正化への作業等を行っています。河川美化団体においては、事業費補助を行い団体主催事業に対する支援を行っています。



施策の概要

条例に基づき、ポイ捨て防止の啓発事業の実施や生活環境美化監視員の指導及び生活環境美化推進団体の取組により、ポイ捨てをしない、また、ポイ捨てをさせない生活環境を構築します。

空き地の放置や土地の不良な状態については、管理者の改善意識が低いことから長期にわたり放置されるケースがあり、周囲の生活環境に長期の影響を及ぼさないためにも、早期での解消ができるよう適正指導について、他市の状況を含め検討を実施し、関係機関と連携を図りながら空き地の放置、土地の不良な状態の早期の解消を実現します。

河川美化団体の公益活動に対する継続的な事業費補助と担い手（後継者）育成支援を実施します。

今後の展開（方向性）

今後10年間は、市人口は増加傾向と予測され、また、労働環境の国際化から海外から転入者の増加も見込まれ、市内においても多様な価値観がさらに混在し、同時に生活環境美化もその多様な価値観により、現在より悪化が懸念されます。

このため、条例における、路上喫煙禁止区域、ポイ捨て等防止重点区域及び指定区域内の喫煙所等を、状況や市民等のニーズを踏まえ適宜見直しを検討し、また、生活環境美化推進団体の増加及び活性化を図ることで行政、市民等双方向からポイ捨てごみのないきれいな街を実現します。

一方、生活環境の悪化の防止のために、ただ厳罰化をたどるのではなく多様な価値観も尊重しつつ、定められたルールを理解し、必要な支援を受けながらも、家財、土地も含めた自己所有物を自らが整理し、適切に処分を行うことができるような意識づけにも力を入れています。

河川美化団体については、自主的な河川美化活動の継続的な支援を実施していきます。

重点施策 4 環境汚染の防止に係る適切な規制、指導及び環境調査の充実

課 題

市民の健康を保護するとともに、生活環境の維持・向上を図るため、環境汚染の防止に係る適切な規制、指導及び内部検査機関の拡充を含めた環境調査を継続していく必要があります。

これまでの取組

法令に基づく規制、指導に加え事業所と環境保全協定を締結し排出元に自主的な改善を促すなどの取組により環境汚染の防止に努めました。また、緊急的な検査依頼を含め、直営による検査の利点を活かし、可能な範囲で迅速、適宜、適切な検査体制をとっています。



施策の概要

大気汚染防止法の改正に伴い、スレートなどの飛散性の少ない石綿含有建材も届出の対象となることから届出の相当数の増加が見込まれるため、受理事務や立入検査に対する体制の強化を図ります。

大気、水質、騒音、振動等の環境関係法令に基づき、適切な指導、規制及び監視に努めるとともに、事業者による自主的な取組を促進し、公害防止に取り組めます。

公共下水道や浄化槽については、地域の実情や事業の採算性を考慮した整備や維持管理を推進します。また、し尿・浄化槽汚泥の安定かつ効率的な処理体制も整備します。これまでの環境調査の流れを踏襲しながら、新たな知見、法令や世情を的確に取り入れた調査計画を策定し、これらの調査の解析結果を環境行政への的確、有効に反映していきます。

環境調査や規制監視に係るデータ等を提供する体制と検査精度の保証を充実、強化し、一方、費用対効果と緊急性の有無等を十分考慮した上で、民間委託も進めます。また、直営の検査機関の強みを活かして、科学的なデータ検証等により行政指導へ関与していく体制を整備します。

今後の展開（方向性）

石綿を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止や一般大気環境中への飛散防止対策に一層の強化を図るため、法の届出対象拡大による規制強化への的確に対応していきます。

法令の改正や基準の改訂に迅速かつ的確に対応するため、国、県等を通じて情報収集に努め、指導、規制及び監視体制の充足を図ります。

浄化槽促進区域において、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換補助を推進するとともに、浄化槽保守点検業者との協働による浄化槽の適正管理や浄化槽台帳システムを活用した維持管理に努めます。

大気汚染監視では、自動車排出ガス測定局から一般環境大気測定局の比率を重視した監視体制へシフトした測定局の適正配置を進める一方で、大気汚染全般の状態判断を考慮した監視体制への拡充を図ります。騒音・振動、河川等公共用水域の水質汚濁監視及びダイオキシン類等の特定の有害化学物質の調査等は、現在の体制を維持・継続していく中で、法令や世情を適時、的確に反映した調査を行っていきます。また、これら環境調査結果の的確、有効な環境施策への反映を図っていきます。

直営の検査機関としての強みを活かした体制整備として、迅速、適宜、適切なデータ提供体制の拡充を図っていきます。加えて、検査目的に応じて、データの科学的検証やそれに基づく技術的な提言などの体制を整備していきます。

重点施策5 地球温暖化の緩和策及び適応策の推進

課 題

岡崎市地球温暖化対策実行計画の目標を達成するために、これまでの取組に加え、同計画に定める緩和策を着実かつ効果的に推進する必要があります。

しかし、地球温暖化による気候の変化はすでに進んでおり、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオを辿ったとしても、その影響は避けられないと言われています。

このため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけでなく、既に現れている又は中長期的に避けられない影響への「適応策」の推進により、被害や影響の低減を図る必要があります。

また、国においては2018（平成30）年12月1日に気候変動適応法が施行され、地方公共団体の責務として、気候変動に関する施策を推進するよう努めることが明記されています。

これまでの取組

岡崎市役所における全ての事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減するために、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を2001（平成13）年4月に策定し、諸施策を推進しています。なお、2021（令和3）年度からの5年間を第5期計画としています。

市域における温室効果ガス排出量を削減するため、温対法に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を2011（平成23）年3月に策定し、重点施策を始めとした各施策を推進しています。なお、同計画を2018（平成30）年3月に改定しており、新たに気候変動適応策に関する市の取組をまとめています。

また、2017（平成29）年3月には西三河5市の都市間連携による持続可能なエネルギーアクションプランを策定し、広域連携によるメリットを生かした緩和策を企画実施しています。なお、同プランには西三河地域の気象への影響についても整理しています。

※2019（令和元）年度からは3市連携となっています。

施策の概要

事務事業編に基づくソフト対策及びハード整備を始めとして、区域施策編に基づく家庭向けの補助制度、事業者との連携及び地球温暖化防止隊等の各種団体や市民との協働など、従来からの施策を引続き推進します。

市民の生命や財産に影響のある気候変動の適応に関して、「認識」から「危機感」、「行動」への醸成を促すための情報発信を行い、各分野における施策の推進を支援します。西三河首長誓約推進協議会として、都市間又は広域の連携によるメリットを生かした緩和策を引き続き実施していきます。また、地域特性等を共有する近隣の地方公共団体と連携した適応策を検討していきます。

今後の展開（方向性）

緩和策及び適応策の推進に当たっては、時代の潮流やニーズに合わせて見直し改善を行うとともに、事業者との連携により、ICT（情報伝達技術）、IoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）などの先端技術も活用していきます。なお、適応策の推進に当たっては、国等の最新情報に基づく本市への影響を予測し、庁内外への積極的な情報提供を行います。

重点施策6 株式会社岡崎さくら電力と連携した地域の低炭素化の推進

課 題

岡崎市地球温暖化対策実行計画の目標を達成するために、地域の低炭素化を推進することが重要です。その手法の一つが再生可能エネルギーの利活用であり、これを公民間わず普及拡大する必要があります。

再生可能エネルギー利用のうち太陽光発電については、補助制度等により一般家庭の導入が進んでいるものの、市有施設は県内中核市と比較して設置容量で半数に満たない状況にあります。市有施設へは、発電設備と併せて、蓄電池、省エネ機器等を導入することによって、エネルギーの自家消費が促進され、避難所や公共施設の機能維持にも貢献できます。

また、バイオマス資源としては、廃棄物として焼却されている剪定枝、間伐材、地元材及び製材端材等があり、これらを有効活用することで化石燃料の削減及び森林の適正管理による吸収源の機能向上が図られ、温室効果ガス排出量及び廃棄物の削減に貢献できます。

このほかにも、一般家庭を始めとした地域のネットワーク化によるエネルギーの効率的な利用により、地域の低炭素化を推進することができます。

これまでの取組

2018（平成30）年3月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定しました。

同計画では、未利用エネルギー利活用の促進を基本方針として、木質バイオマスの利活用の推進を重点施策としています。また、重点施策には地域新電力の推進も掲げており、それに基づき2020（令和2）年3月に本市を始め民間企業4社の出資により株式会社岡崎さくら電力を設立しました。

岡崎さくら電力の事業利益を活用した環境施策として再生可能エネルギー利用の普及拡大、電動車両の導入促進などを推進することとしています。なお、木質バイオマスの利活用については、事業利益の活用による実施に向けて、今後、調査検討を行うこととしています。

施策の概要

岡崎さくら電力の事業利益は環境施策の展開に活用することとされており、あわせて岡崎さくら電力の構成企業と地元事業者の連携など、地域経済の活性化に資する手法を検討します。

環境施策のうち再生可能エネルギー利用の普及拡大については、本市所有の施設や未利用地（余剰地）などに、自家消費型の発電・蓄電設備及び省エネ設備等を導入していきませんが、避難所や公共機能の維持が必要な施設へ優先的に導入し、また、V2H及び外部給電機能付き電動車両を導入することにより、地域の低炭素化に加え、災害対応力の向上も図ります。

バイオマス関連としては、廃棄物として焼却している剪定枝などの生物系廃棄物や森林に放置されている地元材等をチップ等に加工し、燃料として利用することで化石燃料の使用量及び廃棄物を削減します。また、地元材等の価値を高め利活用を促進することにより、二酸化炭素吸収源となる森林の機能向上を目指し、これらの施策によって市域の温室効果ガスと廃棄物の削減を同時に実現し、地域の低炭素化を推進します。

また、岡崎さくら電力との連携により、発電や蓄電、省エネ機器等をネットワーク化し、地域全体で電力を融通するコミュニティ・エネルギー・マネジメントシステム（CEMS）の構築による地域の低炭素化も検討します。

今後の展開（方向性）

本市が出資する岡崎さくら電力の事業利益を活用して、再エネ利用設備、省エネ機器及び電動車両等を積極的に導入します。導入形態は、自己所有、第三者所有モデル（PPA）又はリース等を比較検討します。

市有施設への導入に当たっては、関係各課等との協議によって整備の優先順位付けを行います。一般家庭向けの施策としては、エネルギーの自家消費や将来的な一般家庭も含めた地域のネットワーク化を見据えて、対象設備等を適宜見直したうえで補助制度を継続します。

木質バイオマスの利活用としては、市有施設の既存ボイラーの転換について調査研究の上、推進します。また、導入事例をベースに民間施設への普及拡大について働きかけをしていきます。CEMS構築に向けては、先進事例を参考として調査研究を行い、市有施設等における実証実験を行うとともに、災害時における電力系統からの切り離しや自営線整備などによる重要拠点における災害対策についても研究していきます。また、将来的には、公共公益機能や主要な産業等におけるエネルギーの自立化についても研究していきます。

重点施策7 ごみ減量と資源化、ごみ処理体制の整備

課 題

ごみ処理コストの削減、ごみ処理に伴う高効率エネルギー回収のため、ごみ処理施設の集約化というニーズに応じて2030（令和12）年度から西尾市及び幸田町と広域ごみ処理を予定していますが、新たな処理施設の建設費等負担金削減のためごみ減量施策をする必要があります。

また、排出されたごみに依然として再利用可能な資源物の混入が見受けられるとともに、リチウムイオン電池などに起因するごみ処理施設火災や車両火災が起きていることから、さらなる分別の徹底とリサイクル率の向上が必要です。

近年、国内で異常気象による自然災害が多発しているとともに、大規模地震の発生も危惧されていることから、災害が発生した際に、早期の災害復旧を図るために、迅速な廃棄物処理対応が求められています。

これまでの取組

町内会や外国人居住地域での分別説明会、小学生対象の処理施設見学、環境教育等を通じてごみの適正な分別及び減量、リサイクルの必要性等について周知を図るとともに、搬入されたごみを選別し、適正で安定的な資源物の再資源化に努めてきました。

また、団体による資源回収活動に対して報償金を交付、生ごみのたい肥化装置の購入者に補助金を交付するなどして、ごみ減量施策を展開してきました。

国の要請に応じて、愛知県にならって災害廃棄物処理計画を策定しました。



施策の概要

一般廃棄物の処理責任を再認識し、市民に協力と理解を得ながら資源化、リサイクル及び必要な施設整備を含む包括的なごみ処理を推進します。

広域ごみ処理について、2市1町の間で炉の能力や費用の負担割合を協議し、然るべきごみの減量策を実施します。

災害廃棄物処理計画に基づき有事の対策に万全を期すとともに、平常時から広域連携を強化していきます。

今後の展開（方向性）

ごみの減量目標値を定めたうえで、循環型社会形成推進基本法の趣旨にのっとり、ごみの排出抑制と資源の循環利用を図ります。

ごみの有料化などの施策に代表されるリデュースとリユースに重点を置き、地域の実情を踏まえた周知、啓発を充実させることにより、排出されるごみの減量を確実に実現します。

排出されたごみについては、再資源化を徹底するため、分別方法、処理方法の見直しを行います。再資源化においては剪定枝のチップ化等、減量効果に重点を置き施策の検討を進めます。

安全かつ安定したごみ処理実現のために、廃棄物処理施設の保全整備に努め、能力の維持と延命化を図るとともに、施設配置計画を作成し、中長期的にも効率的な廃棄物処理が実践されるよう努めます。また、必要に応じて民間処理ルート整備、誘導を行います。

災害廃棄物処理計画を随時見直し、必要な処理環境を継続して維持します。

重点施策8 廃棄物の適正処理に係る指導、啓発の徹底

課 題

大規模ではないもののごみステーションや民地への廃棄物の投棄、違法焼却など、事業活動又は家庭生活に伴って生じた廃棄物の不適正処理が後を絶たず、廃棄物の適正処理の確保及び排出者責任に対する理解が不足しています。

PCB含有廃棄物について、法令による処理期限が定められており、それまでに所有者によって全量処理される必要があります。

これまでの取組

廃棄物処理法や各種リサイクル法の許可を持つ事業者及び産業廃棄物多量排出事業者等への立入検査、廃棄物運搬車両の路上検査、夜間やヘリコプター、航空画像を利用したパトロールの実施によって生活環境保全上の支障の除去命令ほか必要な是正指導を行いました。

ごみステーションからのごみの持ち去り防止に関する規定を条例化し、同規定に基づき、監視及びパトロールを継続的に実施しています。

外部講師を招聘してのセミナーや排出事業者への個別訪問を通じて適正処理に係る啓発に努めました。

PCB含有廃棄物については、保管状況の確認と掘り起こし調査によって早期の処理終了を誘導しています。



施策の概要

廃棄物の不適正処理による市民の財産への影響を回避し、重大な環境汚染を抑制するため警察機関、廃棄物処理に携わる関係自治体及び廃棄物処理業界と連携して対策し、市民からの廃棄物行政に対する信頼確保に努めます。

PCB含有廃棄物の処理を始め排出事業者責任の重要性認識について厳格に対応します。

今後の展開（方向性）

国内外の廃棄物処理情勢に臨機応変に対応しつつ、不適正処理事案の未然防止、早期発見と解決のため最新の監視技術を研究し、効果的、効率的な監視体制の構築を行います。

特に、建設残土や建設汚泥の発生が引き続き見込まれるため、残土処理、土地の改変と称した不法投棄を誘発しないように、関係機関との連携を強化し、必要な制度の充実を図ります。

適正処理実践のために、廃棄物処理法や各種リサイクル法の許可を持つ者及び排出事業者に対し、積極的な情報提供や推奨すべきモデルの提示を行うことで優良な事業者の醸成を図ります。

PCB含有廃棄物の所有者については期限内の全量処理が達成されるよう、指導啓発を強化します。

重点施策9 環境教育の推進

課 題

「持続可能な社会」を実現するために、一人一人が環境保全に主体性を持って取組むようになること、そしてそれが生かされる社会経済の仕組みを整える必要があります。そのためには、「自ら環境に配慮した行動を実践する人づくり」として、より実践的で具体的な環境教育を推進していく必要があります。

また、身近な環境問題は市民・事業者・行政が連携・協働して取組むことが重要であり、三位一体による環境教育が必要不可欠です。

これまでの取組

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく市町村の行動計画として2014（平成26）年度に環境教育推進計画を策定し、学校教育における環境教育の充実や環境教育等支援団体の認定、自然体験等の機会の場の提供や仕組みの導入など計画的に実践してきました。

2018（平成30）年度には環境教育推進計画の計画期間を2年間延長して市民団体・事業者・大学等との連携をさらに強化し、人材育成を図ること、森の駅施設の運営の在り方を検討することが盛り込まれました。



施策の概要

2021（令和3）年度に環境教育推進計画が本計画に統合されるに当たり、環境教育推進計画によって築かれた仕組みを今後も運用していくとともに、環境分野に興味を持ってもらえる機会を増やし、本市の環境行政をサポートしてくれる人材を発掘・育成します。また、事業者や教育機関との連携により、環境保全活動の協働取組を実施し、様々なフィールドにおける環境教育を推進していきます。

今後の展開（方向性）

今後、経営資源が先細りしていく中、環境教育を推進していくために本市と連携して環境行政に取組む人材、環境教育を担う人材の発掘・育成をします。そして、行政とサポーターが連携して環境教育プログラムや環境に関するイベントを広く市民に提供し、サポーター自身も自己研鑽を積むことで指導能力向上の相乗効果を目指します。

環境教育の推進により、SDG s の達成に向けた市民及び事業者の意識の醸成を図ります。

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画推進の考え方

本計画に示した重点施策を確実に実行し、目指す将来像及び環境目標を達成するには、計画全体の進捗状況を適時確認しながら、適切な施策の実施や相互調整を行うなど、適切に対応する仕組みが必要であり、本計画を総合的に推進する推進体制の整備が不可欠になります。

本市の環境を良くし、持続可能な地域社会を築くには、行政だけでなく、市民や事業者の主体的な取組のほか、市民、事業者、市のパートナーシップによって、相乗効果をもたらすような取組が重要です。

2 進行管理システム

進行管理においてはPDCAサイクルを用います。

PDCAとは、「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（点検・評価）」、「Action（見直し）」のことで、 $P \rightarrow D \rightarrow C \rightarrow A \rightarrow P \rightarrow D \rightarrow C \dots$ と繰り返し、スパイラルアップしていくことで、プロジェクトの進行状況における問題を解決し、改善しながらビジョンの実現を目指す、進行管理の考え方です。（図5-1）

【進捗管理】

環境基本計画に基づき、各重点施策の取組みについて進捗状況を把握します。

【年度報告】

環境基本計画に基づき実施した環境施策や活動を取りまとめて公表します。

【環境審議会】

環境基本計画に基づいた環境施策に関する提言のほか、施策全般に関する環境配慮の取組みを審議します。また、環境基本計画の見直しに際して、提言・助言等をします。

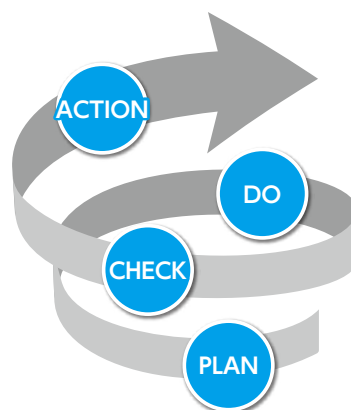


図5-1 進行管理のイメージ

3 庁内の推進体制

パートナーシップに基づきながら、本市が主体的に責任を持って環境基本計画を推進していくため、庁内の推進体制を整えます。

庁内推進組織は、環境基本計画に基づく施策・事業の基本方針や重要事項について、庁内の関係課等で庁内推進組織を組織し、各課相互の連絡調整を行い、本計画に関連して行う各施策・事業の総合的、計画的かつ効果的な執行を図ります。

また、全庁的な本計画の進行管理については事務事業評価や個別計画に定められた進行管理システムなどを用い、計画の推進を図ります。

【コラム】岡崎市の鳥獣被害防止に向けて

近年、中山間地域を中心に鳥獣被害が深刻化しています。

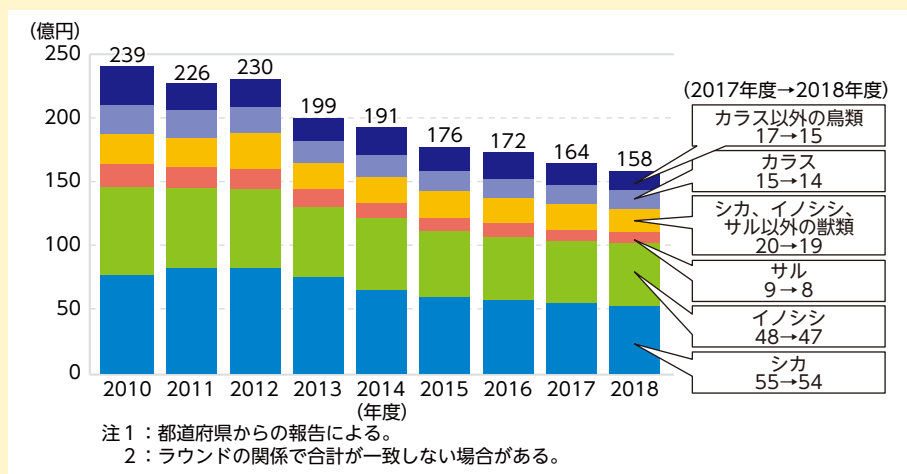
全国の鳥獣による平成30年度の農作物被害（※1）については、被害金額が約158億円で前年度に比べ約6億円減少（対前年4%減）、被害面積は約5万2千haで、平成29年度に比べて約1千ha減少（対前年3%減）、被害量が約49万6千tで前年に比べ約2万1千t増加（対前年4%増）となっています。また、主要な獣種別の被害金額については、シカが約54億円で平成29年度に比べて約1億円減少（対前年2%減）、イノシシが約47億円で平成29年度に比べて約1億円減少（対前年3%減）、サルが約8億円で平成29年度に比べ約1億円減少（対前年12%減）となっています。

本市の鳥獣による平成30年度の農作物被害（※2）については、被害金額が7,865万円、被害面積は42（ha）となっています。東名高速道路を境とした北部、東南部及び旧額田地域にイノシシやサル、シカ等の野生生物の生息が確認されており、農林産物被害が発生しています。また、本市が多品目にわたる農業生産都市であるとともに、ブドウ・イチゴなどの果樹の生産地として知られている一方、ハクビシンやカラスなどによる果樹被害が増加しています。

本市では、令和元年度に「岡崎市鳥獣被害防止計画（令和2年度～令和4年度）」を策定し、農林産物被害を防止するため、捕獲と防除及び、環境整備を3本柱として対策を進めています。平成30年度の被害から被害額を6,700万円、被害面積を36（ha）と15%減少させることを令和4年度の目標として取組んでいます。

※1：全国の野生鳥獣による農作物被害状況について（平成30年度 農林水産省）

※2：岡崎市鳥獣被害防止計画（令和元年度 岡崎市）



出典：農林水産省

図 全国の野生鳥獣による農作物被害金額の推移



資料編



【資料1】岡崎市の環境の現状

1 自然環境分野

施策の進捗に関わる参考数値

自然環境分野の指標のほかに、施策の進捗状況を確認するために、施策の進捗に関わる数値（事業の実績値）を整理しました。

ここで選定した事業は、以下の理由によっています。

- 推移が数値化できるもの。
- 2013（平成25）年から例年実施され、施策の進捗や実施状況を示すことができるもの。
- 一つの施策で、代表的な事業。

なお、「項目2 生活環境分野」以降についても同様の理由により選定しています。

■ 貴重な自然を保全していくために

貴重な自然の保全・保護施策の推進

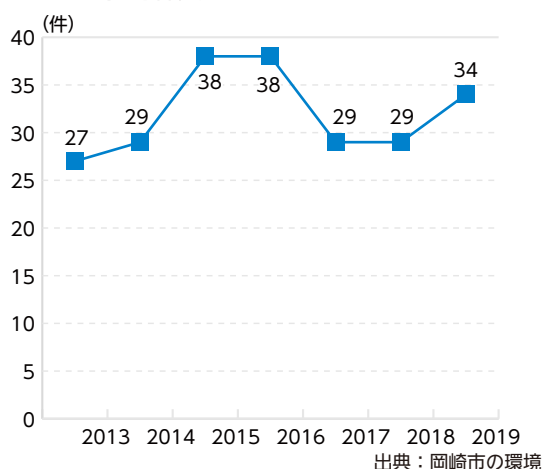
貴重な自然の現状を調べ、保護施策を推進しました。

自然環境保全条例に基づく開発における貴重種の生育・生息地や生態系への配慮の指導では、事業別環境配慮指針に基づく助言・指導を行いました。

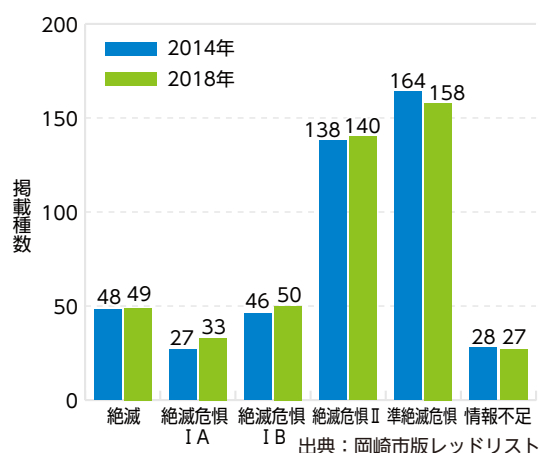
絶滅のおそれのある野生動植物種のリストである岡崎市版レッドデータリストを2014（平成26）年に公表し、2018（平成30）年に改訂しました。これにより、掲載種が6種追加されました（2014（平成26）年：451種、2018（平成30）年：457種）。

また、1種を絶滅に追加指定しました。

●開発における貴重種等への配慮に関する助言・指導件数



●岡崎市版レッドリスト掲載種の変化



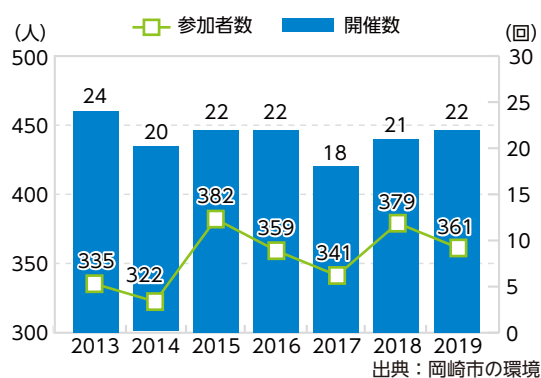
■ 身近な自然を保全していくために ■■■■■

身近な自然の保全施策の推進

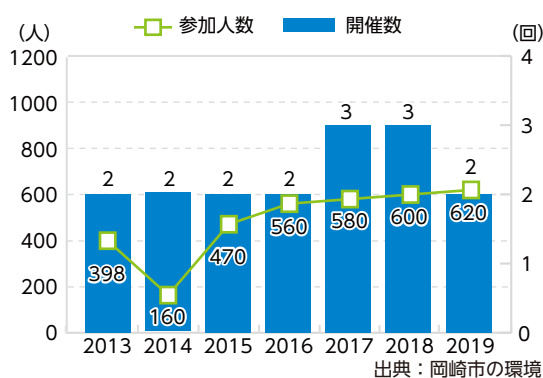
里山の維持管理への支援を行い、市民活動団体と協働で毎月2回「おおだの森」(榎山町・夏山町)の里山保全活動や市民への啓発イベントを実施・支援しました。

里山保全活動の開催は、年間20回前後であり、参加者数は概ね300人台となっています。啓発イベントの参加者数は、2014(平成26)年に一度減少しましたが、以降、増加しています。

●里山保全活動の参加者数と開催数



●市民への啓発イベントの参加者数と開催数



2 生活環境分野

施策の進捗に関わる参考数値

■ 良好な生活環境を確保していくために ■■■■■

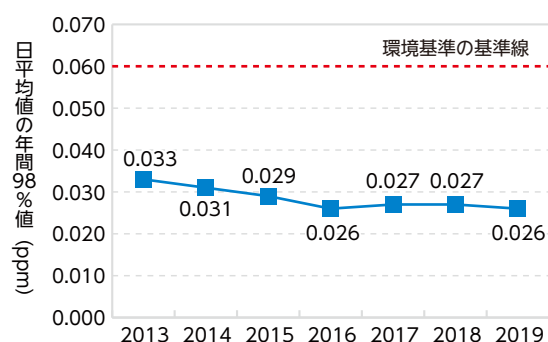
監視体制の充実

大気汚染状況、騒音・振動、ダイオキシン類による汚染状況の常時監視のほか、地盤沈下観測所における地下水位及び沈下量の観測等の実施や監視体制のために必要な機器整備を行いました。

一般環境大気測定局(羽根局)での観測では、2013(平成25)年以降、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては環境基準(1時間値が0.06ppm以下)を達成しませんでした。また、2018(平成30)年から一般環境大気測定局(榎山局)での測定を開始し、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始しました。

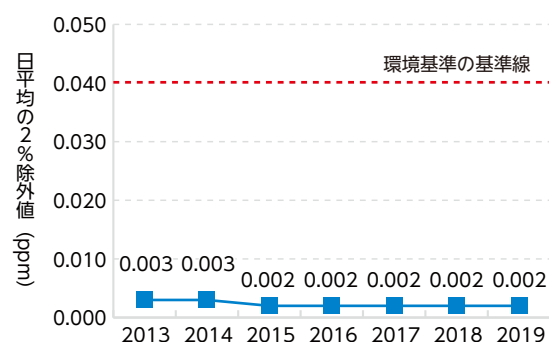
自動車排出ガス測定局では、光化学オキシダントで環境基準を達成しませんでした。二酸化窒素も2013(平成25)年、大平町で環境基準を達成しませんでした。翌年に達成し、近年は改善の傾向にあります。また、自動車排出ガス測定局(朝日局)は2017(平成29)年で測定を終了しました。

●二酸化窒素（一般環境測定局）



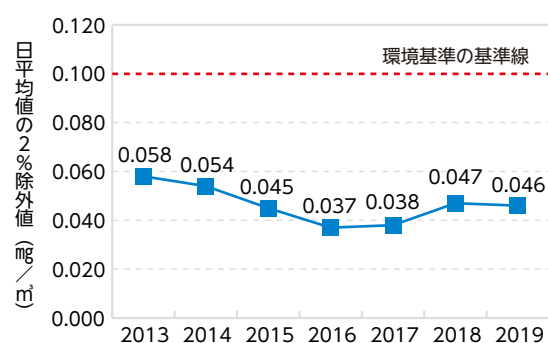
出典：岡崎市の環境（資料編）

●二酸化硫黄（一般環境測定局）



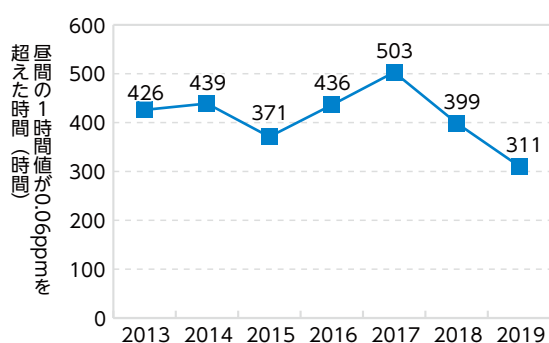
出典：岡崎市の環境（資料編）

●浮遊粒子状物質（一般環境測定局）



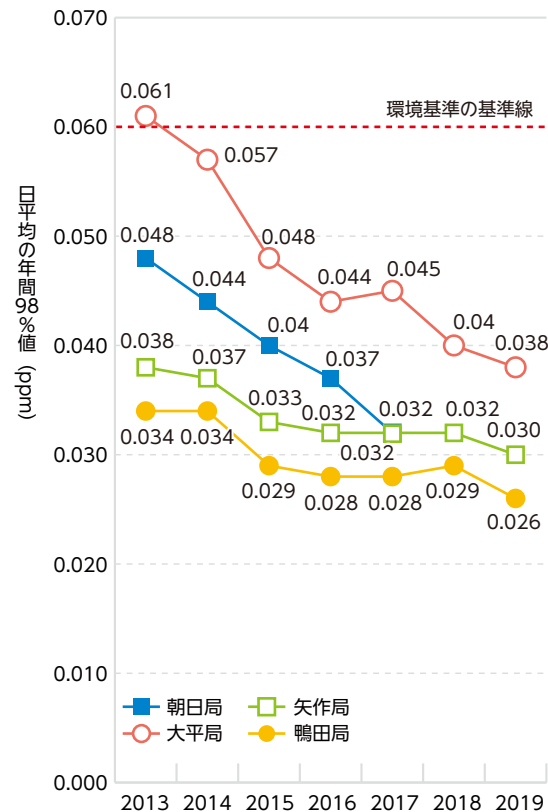
出典：岡崎市の環境（資料編）

●光化学オキシダント（一般環境測定局）



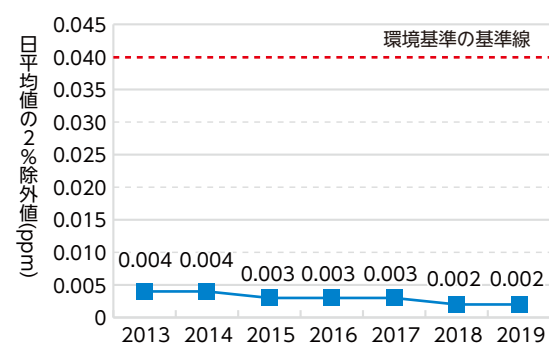
出典：岡崎市の環境（資料編）

●二酸化窒素（自動車排ガス測定局）



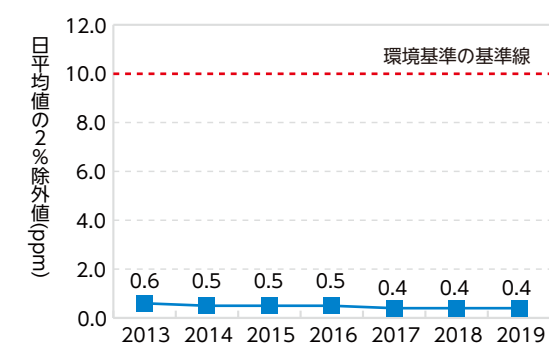
出典：岡崎市の環境（資料編）

●二酸化硫黄（自動車排ガス測定局）



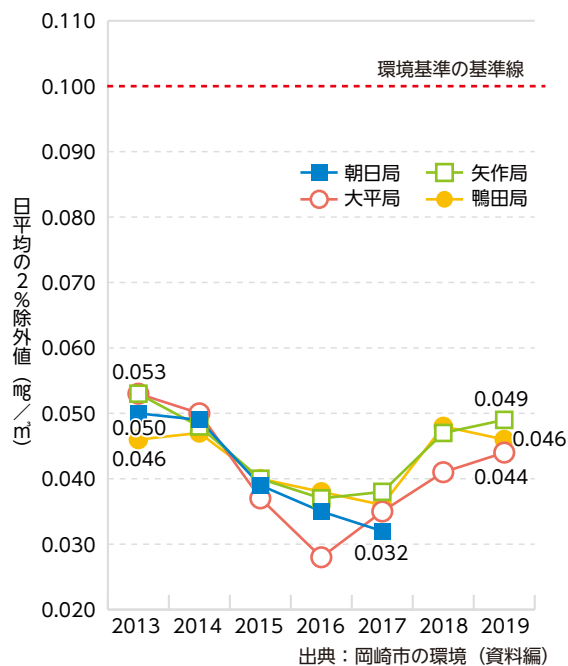
出典：岡崎市の環境（資料編）

●一酸化炭素（自動車排ガス測定局）

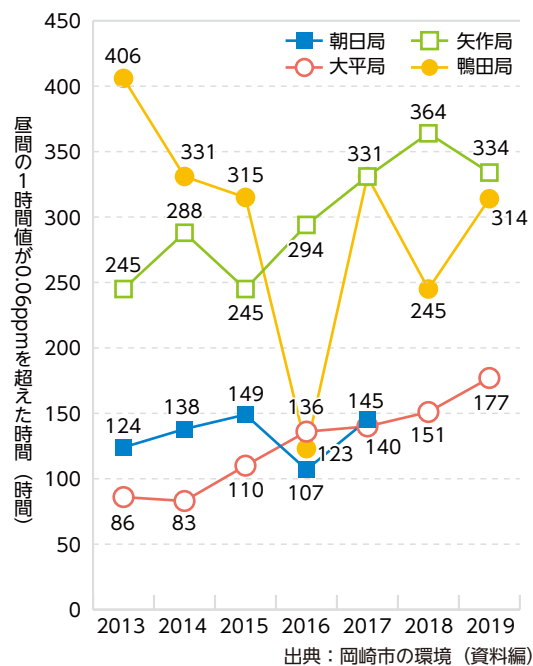


出典：岡崎市の環境（資料編）

●浮遊粒子状物質（自動車排ガス測定局）



●光化学オキシダント（自動車排ガス測定局）



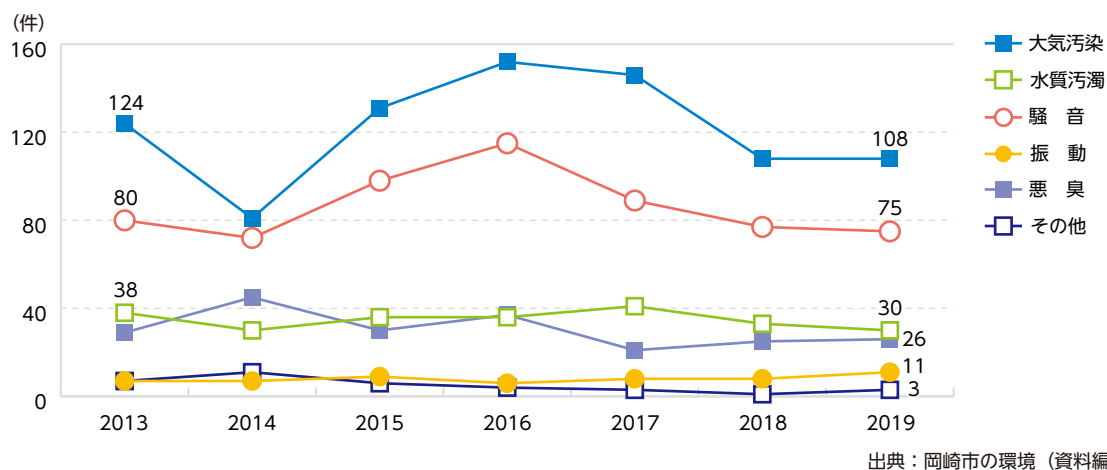
ダイオキシン類の調査は、大気環境3か所、河川水質及び底質4か所、地下水及び土壌1か所で実施しています。全ての地点で環境基準を達成しています。

環境相談対応

大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音及び振動などの公害苦情の対応を実施しました。

大気汚染、騒音の苦情が多く寄せられています。

●公害苦情件数



3 快適環境分野

施策の進捗に関わる参考数値

■ 歴史的資産を保全活用していくために ■■■■■■

歴史的資産への啓発と保全活動の支援

地元の歴史的資産への意識を高めるために、広報等による歴史的資産の紹介や啓発を実施しました。

また、地元に残る文化や風習を保存・継承するために、歴史的風致形成活動の継承に必要な事業に対して費用の一部を支援しました。

歴史的資産の保全と活用

歴史的資産の保全と活用の一環として、歴史公園の整備のために2018（平成30）年3月に「岡崎城跡石垣保存修理基本計画」を策定しました。

また、市内の指定史跡に対して、草刈、樹木剪定、環境美化等の管理を行いました。

■ 魅力的な生活空間を形成していくために ■■■■■■

環境美化対策

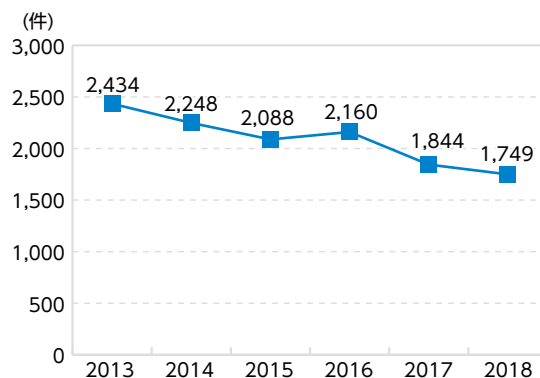
ポイ捨て防止の啓発や土地建物等の適正管理の指導、放置自転車処理の推進に取り組めました。

都市景観環境の整備

快適な街並み形成の推進の一環として、電線類の地中化、放置自転車対策の推進、公共サインの整備、広告や看板の規制を行いました。

公道上の放置自転車の撤去台数は減少傾向にあります。

● 放置自転車の撤去台数



出典：岡崎市の環境

4 地球環境分野・循環型社会分野

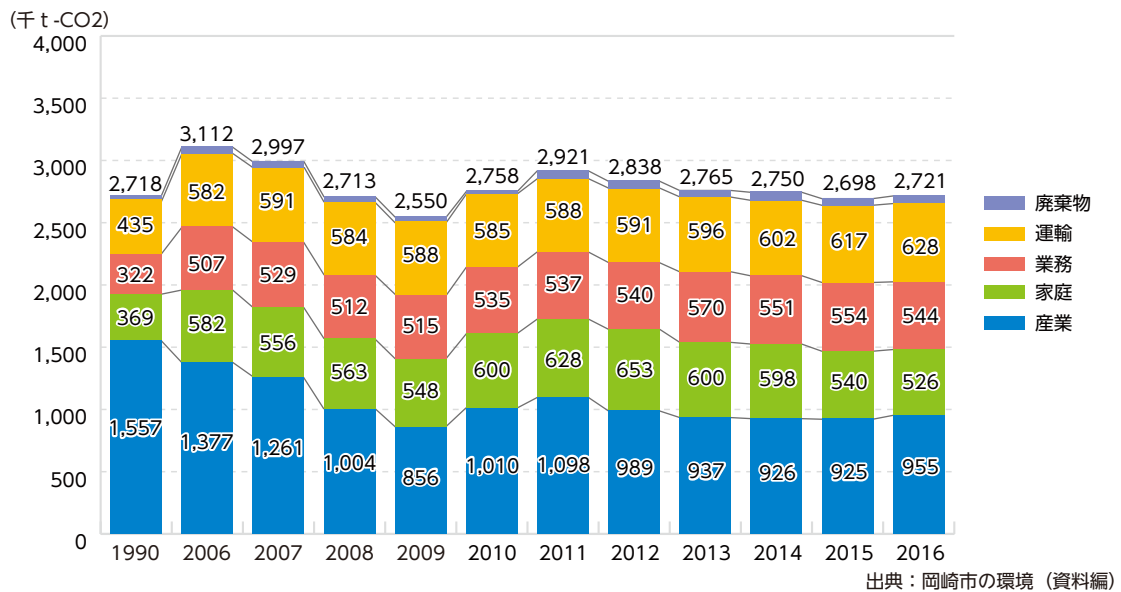
施策の進捗に関わる参考数値

■ 地球温暖化を防止していくために ■■■■■■

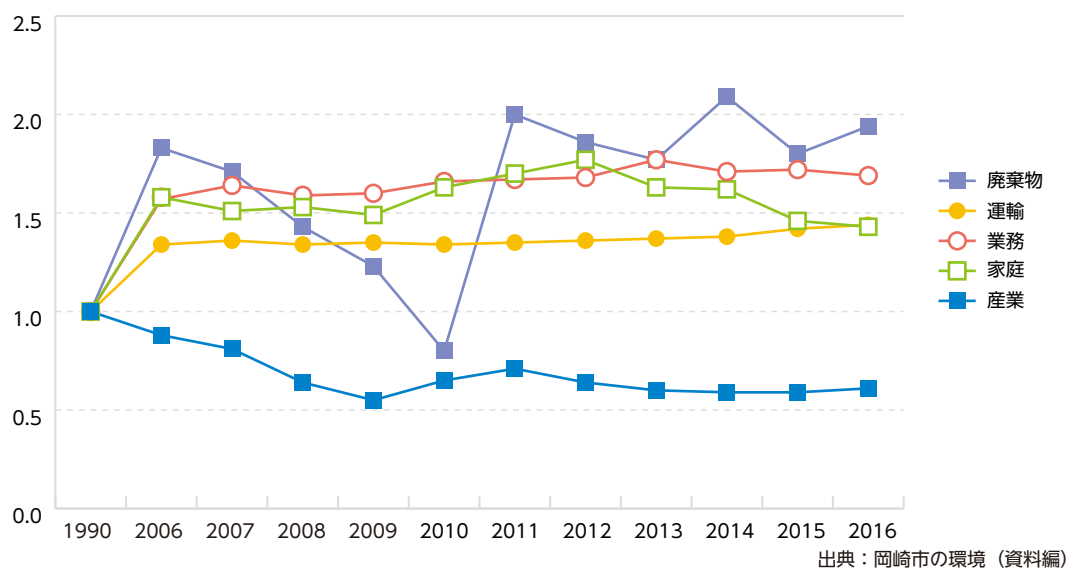
地球温暖化対策の統合的な推進

市域からの温室効果ガスの排出状況は、1990年と比べて産業部門は減少傾向にあります。家庭部門、業務部門、運輸部門は増加傾向にあります。近年では横ばいになっています。

●市域からの温室効果ガスの排出状況



●市域からの温室効果ガスの排出状況（1990年を1とした場合）



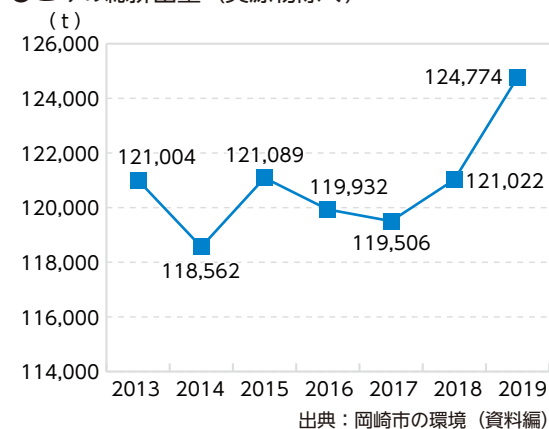
■ 3 Rを推進していくために ■■■■■

減量、分別の推進

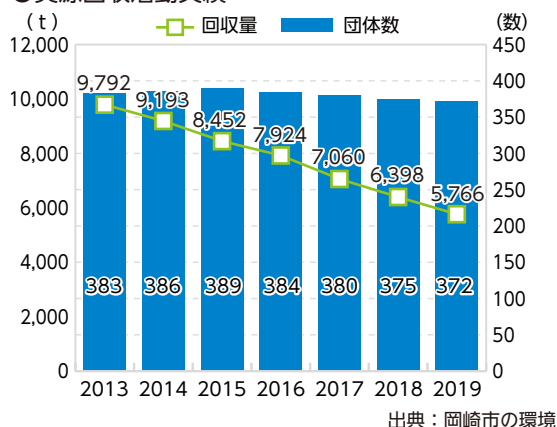
ごみの分別・収集・回収や適正処理について、ごみの減量を推進、ごみの分別収集、回収の徹底、ごみの適正処理の指導等を実施しました。

資源回収活動の実績を見ると、回収活動を行う団体数に大きな変化はありませんが、回収量は減少傾向にあります。不法投棄件数は減少傾向にあります。2014（平成26）年に大きく減少し、その後は横ばいです。

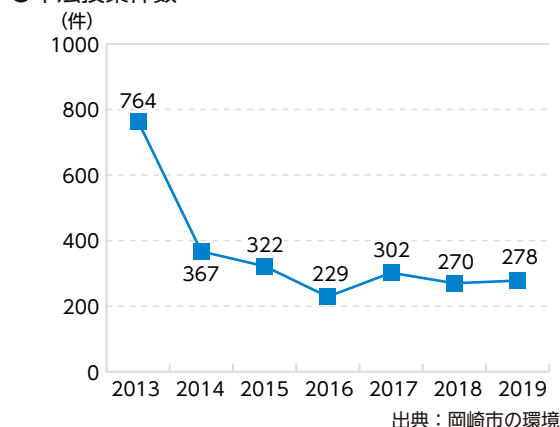
●ごみの総排出量（資源物除く）



●資源回収活動実績



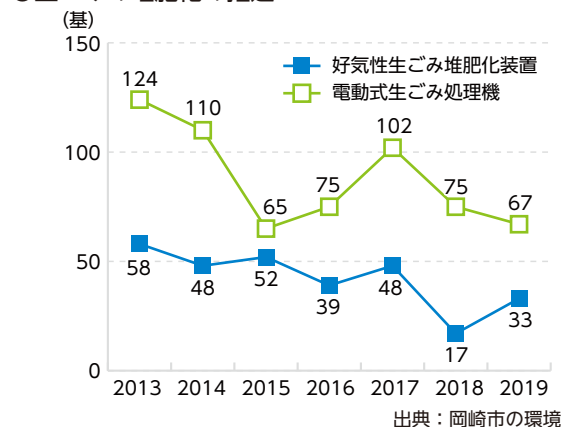
●不法投棄件数



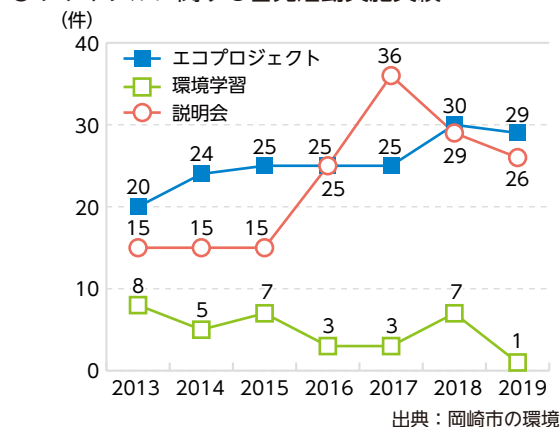
リサイクル、有効利用の推進

リサイクルや有効利用を推進するために、生ごみ処理機購入者への補助や、園児を対象としたエコプロジェクト、児童・生徒を対象とした環境学習、地域住民を対象とした説明会等を実施しました。

●生ごみの堆肥化の推進



●リサイクルに関する啓発活動実施実績



5 環境教育分野

施策の進捗に関わる参考数値

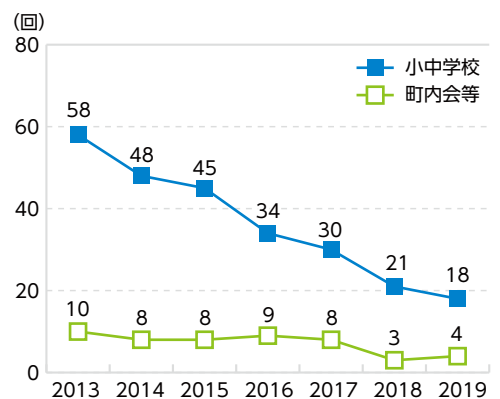
■ 環境教育・学習を推進していくために

環境教育・環境学習の実践

環境教育・学習を推進していくために、環境教育推進計画の推進や、市民への環境学習、保育所等や学校・地域などにおける環境学習の実施、環境教育指導者の育成に取り組みました。

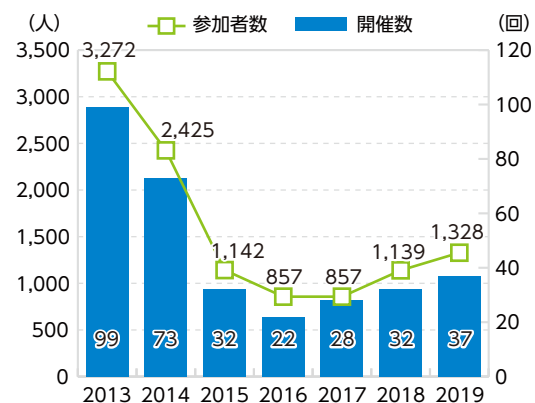
具体的な取組としては、小中学校又は町内会を対象とした出前講座、おかざき自然体験の森、こども自然遊びの森（わんPark）及びホテル学校でのプログラム、市内の保育園・幼稚園・こども園の年長児を対象としたおかざきエコプロジェクト、身近な生き物を対象にした自然観察会等を実施しました。

●環境に関する学習会（出前講座）の実施



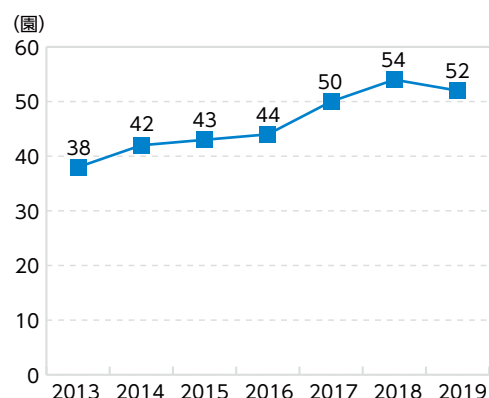
出典：岡崎市の環境

●身近な生き物を対象にした自然観察の実施



出典：岡崎市の環境

●おかざきエコプロジェクト実施園数



出典：岡崎市の環境



【資料2】岡崎市環境基本条例

○岡崎市環境基本条例

平成17年12月21日

条例第139号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 施策の方針等(第9条～第12条)

第3章 参画と協働のための施策(第13条～第16条)

第4章 施策の推進(第17条～第22条)

第5章 岡崎市環境審議会(第23条～第28条)

附則

私たちのまちは、愛知県のほぼ中央、美しい山並みの広がる三河高原と肥沃な岡崎平野が接する位置にあり、緑多き森林とこれから流れ出る矢作川、乙川、男川などの清流のある豊かな自然環境に恵まれている。また、古くから交通の要衝、東海道屈指の宿場町として発達し、中心地を流れる乙川と徳川家康公生誕の岡崎城を望む風景に代表されるように、悠久の歴史と伝統を今に伝えとともに、産業、文化、学術など多様な機能を備えた西三河の拠点都市として発展を続けている。

しかしながら、こうした都市の発展を支えてきた社会経済活動は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらす一方で、身近な環境への影響はいうまでもなく、地球温暖化など地球的規模の問題へと拡大し、人類を含む全ての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めている。

もとより、私たちは誰もが、環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な社会の下で健康で安全、安心かつ文化的な生活を営む権利を有しているだけでなく、こうした環境を守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

このような認識の下、今こそ私たちは、積極的にこれらの役割を自覚し、協働して、かけがえない地域の自然環境と地域の特性を生かした社会経済活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策及び活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害等 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭その他の環境の保全上の支障によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人の生活が大気、水、土壌その他の環境の構成要素の恩恵の上に成り立っていることに鑑み、その適正な保全を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がその役割を分担し、相互の協力の下に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、住みよい生活環境を築くため、日常生活において自らの行動が良好な環境を損なうことがないように互いに配慮しなければならない。

- 2 市民は、製品等が廃棄物等となることを抑制するとともに、循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に関する活動(以下「環境活動」という。)に自ら積極的に取り組むように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害等を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、原材料、製品等が廃棄物等となることを抑制するとともに、原材料、製品等が循環資源となった場合には、これらについて自ら適正に循環的な利用を行い、又はこれらについて適正に循環的な利用が行われるようにするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、前項の措置を講じても発生する廃棄物等については、自らの責任において適正な処分を行い、又は適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講じなければならない。

- 
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動において、環境活動に自ら積極的に取り組むように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、環境活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

- 3 市は、広域的な取組を必要とする環境施策及び環境活動を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に連携して行うように努めなければならない。

(各主体の協働)

第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの責務を果たすとともに、互いの立場を尊重し、公平かつ対等な立場で協働して環境施策及び環境活動を推進しなければならない。

(滞在者の責務)

第8条 市内に滞在する者(市内を通過する者を含む。以下同じ。)は、その滞在に伴う活動が良好な環境を損なうことがないように配慮しなければならない。

- 2 市内に滞在する者は、良好な環境の保全及び創造の推進のため、積極的に環境施策及び環境活動に協力しなければならない。

第2章 施策の方針等

(施策の策定等に係る基本方針)

第9条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が達成されるように努めるものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように公害等を防止し、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源の保全をするとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。
- (3) 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、安全で安心できる住環境の向上、歴史的文化遺産の保全等が図られること。
- (4) 廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用が推進されること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造についての目標、環境施策及び環境活動の方向その他必要な事項について定めなければならない。

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を聴取し、これを環境基本計画に反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第23条に規定する岡崎市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第11条 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成等)

第12条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動並びに環境の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 参画と協働のための施策

(情報の収集及び提供)

第13条 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、個人、法人等の権利利益の保護に配慮しつつ、第15条に規定する市民等が行う自発的な環境活動並びに第16条に規定する環境教育及び環境学習に必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第14条 市は、環境施策に市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民等が自発的に行う環境活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、市民等による自発的な環境活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育及び環境学習が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

第4章 施策の推進

(水源の^{かん}涵養機能及び水の浄化機能のための森林の保全)

第17条 市は、健全な水循環を回復し、及び維持するためには、森林の持つ水源の涵養機能及び水の浄化機能が重要であるとの認識のもと、水源の涵養機能及び水の浄化機能を高めるように森林の保全に関し必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮の促進)

第18条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、環境への影響について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的文化遺産を活用したまち並みの形成等)

第19条 市は、潤いと安らぎのある環境を確保するため、歴史的文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれるまち並みを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある風景の保全に努めるものとする。



(地球環境保全の推進)

第20条 市は、地域の社会経済活動による環境への負荷の積み重ねが、地球全体に影響を及ぼす問題の要因にもつながることを踏まえ、地球環境保全に関する施策を実施するに当たっては、国際機関、国又は他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(調査、監視及び測定体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、適正に環境施策を推進するために、必要な調査、監視及び測定のための体制の整備に努めるものとする。

(環境への負荷を低減させる措置等)

第22条 市は、環境への負荷を低減させるため、施設の整備その他の措置が市民等により講じられることが必要であると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要であると認めるときは、市民等に適正な負担を求めることにより、自ら環境への負荷の低減に努めることを促す措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に関する施策の円滑な推進を図るため、必要な財源の確保に努めるものとする。

第5章 岡崎市環境審議会

(設置)

第23条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、岡崎市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
- (2) 環境基本計画に関する事項
- (3) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項

(組織)

第25条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募した市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務

を代理する。

(運営)

第28条 会長は、必要に応じて、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、審議会に部会を設置することができる。

2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例(平成6年岡崎市条例第10号)

(2) 岡崎市環境審議会条例(平成6年岡崎市条例第25号)

(岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例等の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例第4条第1項及び岡崎市環境審議会条例第4条第1項の規定により任命された委員である者は、第25条の規定にかかわらず、第26条第1項の規定により任命された委員とみなす。

4 前項の委員の任期は、第26条第2項本文の規定にかかわらず、平成18年11月30日までとする。

5 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の岡崎市環境審議会条例第5条第1項の規定により置かれた会長である者は、第27条第1項の規定により置かれた会長とみなす。

(岡崎市環境基本計画に係る経過措置)

6 この条例の施行の際現に策定されている岡崎市環境基本計画は、第10条第1項の規定により策定された環境基本計画とみなす。

附 則(平成24年3月28日条例第22号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例(以下「新条例」という。)の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2章(第3節、第7節及び第8節の規定を除く。)及び第3章並びに附則第4条、第5条、第9条、第12条(第25条の改正規定を除く。)、第13条及び第14条の規定 平成24年7月1日

(2) 附則第12条の規定(第25条の改正規定に限る。) 平成24年12月1日

【資料3】環境用語集

1) ア行

用 語	用語の意味
IoT (モノのインターネット)	自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。
ICT (情報伝達技術)	ITとほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われる。
アイドリングストップ	自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）は、できるだけやめようということ。不要なアイドリングをやめることにより、車の燃料が節約でき、排ガスも減らすことができる。
IPCC (気候変動に関する政府間パネル)	1988年に、UNEP (国連環境計画) とWMO (世界気象機関) により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。
アジェンダ	実施すべき計画。行動計画。特に、国際的な取組についての行動計画。
アジェンダ21	21世紀に向け持続可能な開発を実現するために各国及び各国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するものとして、1992年（平成4年）6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された国際会議（地球サミット）で採択。持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画である「アジェンダ21」が合意された。大気、水、廃棄物などの具体的な問題についてのプログラムとともに、この行動を実践する主要グループの役割強化、財源などの実施手段のあり方が規定されている。
アダプトプログラム	市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政が支援する仕組み。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
AI (人工知能)	学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。

用 語	用語の意味
エコアクション21	中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。一般には1982年（昭和57年）にIUCNが「第3回世界国立公園会議」で議題として取り上げたのが始まりとされている。
エコドライブ	アイドリングストップ、経済速度で走る、無駄な空ぶかしをやめるなど「環境に配慮した自動車の使用」をする取組。
屋上緑化	ビルなどの屋上を庭園化、緑化すること。一般緑化効果の他、断熱による冷房用電力の省エネルギー効果も大きい。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

2) カ行

用 語	用語の意味
カーボン・オフセット	自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動。
外因性内分泌かく乱化学物質 (環境ホルモン)	アメリカで出版された「奪われし未来」(コルボーン他著)において、環境中の微量な化学物質が生物の体内に取り込まれて内分泌作用をかく乱し、生殖や発育等に影響を及ぼす可能性が指摘された。現時点では不明な点が多いが、ダイオキシン類やPCBなど約70種類が環境ホルモンとしてリストアップされており、今後一層の調査研究と対応策が求められている。
化石燃料	地中に埋蔵されていて燃料として利用される石炭、石油、天然ガスなどの総称。動植物が地中に埋もれ、高温、高圧で化学変化した結果、生成されたこととされていることから化石燃料と呼ばれる。
合併処理浄化槽	し尿と、台所や風呂から出る雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ1/8に減らすことができる。



用 語	用語の意味
環境家計簿	日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの(平成4年版環境白書)であり、必ずしも「環境家計簿」という名称ではないが、同じ趣旨の取組が、消費者団体、企業、地方公共団体において取り組まれている。
環境基準	環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。
環境基本法	平成5年11月19日に公布、施行された法律。環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。
環境共生都市 (エコシティ)	環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創出を図った都市環境を有する都市。
環境施設帯	高速道路・国道など幹線道路に隣接する地域の生活環境を保全するために、騒音・振動・大気汚染等の道路交通に起因する障害に対処するため、道路用地として確保される一定幅員の空間をいう。
環境と開発に関する 国連会議 (地球サミット)	1972年(昭和47年)6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の20周年を機に、1992年(平成4年)6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言(リオ宣言)」や宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ21」そして「森林原則声明」が採択された。
環境保全に関する協定	地方自治体または地域住民団体とその地域内に立地し、または立地しようとする企業との間において、環境保全を目的として締結する協定。
環境マネジメント	事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

用 語	用語の意味
環境倫理	1989年9月、日本政府とUNEPによる「地球環境保全に関する東京会議」でとりまとめられた東京宣言では、「今世紀以降の持続可能な将来を設計するためには、種々の社会経済政策を統合し、開発途上国の人々にその基礎的ニーズを充足できるようにし、生活様式を含む先進国の社会経済活動を改めることにより行動が取られ得るような環境倫理が、すべての国によって新たに確約されることが必要である。」と環境倫理が強調された。
京都議定書	1997年に京都で開催された「気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）」で採択された議定書。地球温暖化防止のため温室効果ガス削減に向けた目標値や手法などについて定めている。日本は1990年を基準として2008年から12年の間に、温室効果ガス6%削減することを約束している。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際にその必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。
グリーンコンシューマー	環境を大切に商品やサービスを選択する消費者。あらゆる買い物について少しでも環境への影響の少ないものを選ぶことで、エコロジーな生活を実現していくとともに、「商品の選択」という消費者の力でメーカーや流通業などの環境への取組を促し、社会全体のエコロジー化をすすめることを目的としている。
光化学オキシダント	工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物（NOx）や炭化水素（HC）が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートが生成され、これらの酸化力の強い物質を総称して、オキシダントあるいは光化学オキシダントという。
コージェネレーション	コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる排熱も同時に回収するシステム。
国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）	大気中の温室効果ガス（CO ₂ 、メタンなど）の濃度を気候体系に危害を及ぼさない水準で安定化させることを目的とした条約。1992年5月に作成し、1994年3月に発効した（締約国数：197か国・地域的な経済統合のための機関）。
固形燃料化（RDF）	生ゴミ・廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを、粉碎・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したものをさす。乾燥・圧縮・形成されているため、輸送や長期保管が可能となり、熱源として利用される。

3) サ行

用 語	用語の意味
サーマルリサイクル	廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後もサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされている。
産業廃棄物	工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。産業廃棄物は、事業者自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務がある。
自然公園	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。自然公園法（昭和32年）により、国立公園と国定公園は国が指定、環境省主管、都道府県立自然公園は都道府県が条例によって指定。いずれも、自然の風景地を保護し、利用の促進、国民の保健、休養、教化に役立てる目的である。
持続可能な開発	持続可能な開発（Sustainable Development）とは「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求をも満足させるような開発」のこと。この概念を定義し具体的な行動を訴えたのが「開発と環境に関する世界委員会」（WCED／委員長：ブルントラント・ノルウェー首相、1987）の報告書である。環境は経済社会の発展の基盤であり、環境を損なうことなく開発することが持続的な発展につながるとの認識が国際社会に定着している。
市民農園	農家など農地所有者が都市の住民等農業者以外の人々にレクリエーション等の目的で野菜や花を栽培する場として提供する農園のこと。
循環共生型の社会 （地域循環共生圏）	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
ステーション回収	一定の場所（集積所）に出されたごみを回収する方式で、本市では小型家電に該当する分別区分が新設されている。
ストックヤード	分別収集により回収した資源ごみを搬出するまでの間、保管する倉庫等の施設。
3R（スリーアール）	環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。リデュース、リユース、リサイクルの順番で取組むことが求められている。

用 語	用語の意味
生産緑地	土地の利用区分の一種。その内容は、水田、畑、果樹園、牧草地、林業地、養魚池等、農業・林業・漁業に係わる土地を指している。生産活動に適正に管理、利用されている土地のこと。
生物多様性	生物の多様性とは、生物が遺伝子レベル、種レベル、及び生物の相互関係の複合体としての生態系レベルで変異性を保ちながら存在していることである。こうした生物の多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素であり、遺伝、科学、社会、経済、教育、文化、芸術、レクリエーション等さまざまな観点からその評価が認識されている。
生物多様性条約 第10回締約国会議 (COP10)	地球規模で生物多様性を保全し、持続可能に利用していくための包括的な枠組である。現在、日本を含め、191の国と地域が加盟している。生物多様性条約の締約国会議はおおむね2年ごとに開催されており、平成22年（2010年）10月11日～29日には第10回の締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で関連会議も含めて開催された。COP10では「2010年までに生物多様性の減少速度を著しく減少させる」という2010年目標の達成状況や、その次の目標についての議論が行われた。

4) タ行

用 語	用語の意味
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。
第三者所有モデル (PPA)	需要家先に初期費用なしで太陽光発電を導入し、設置した太陽光発電からの電力及び不足する場合には不足分の電力を供給する。太陽光発電からの電力のうち需要家を使用した分については電気料金として回収し、需要家を使用しきれなかった余剰電力についてはFIT活用または卸電力市場等に販売して回収するモデル。
大腸菌群数	人畜の排泄物等による水質汚濁の指標の一つ。河川水等では100ml中に存在する最も確からしい数（MPN：Most Probable Number）



用 語	用語の意味
地区計画制度	大都市のミニ開発やスプロール化を防ぎ、良好な市街地の環境を形成するために昭和55年度に導入された制度。西ドイツの地区詳細計画をモデルとして策定され、都市計画法及び建築基準法の中で規定されている。
地産地消	「地元生産―地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費するという意味で使われる。地域での循環型社会の構築を促し、また、地域の農林水産業の活性化と食の安全性の確保も目指している。
鳥獣保護区	環境大臣または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るために必要があると認めるときに設定することができるもので、鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設を設置する。
DO（溶存酸素）	水の汚染状態を示す一つの項目で、水に溶けている酸素量のことをいう。汚染度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになる。
特定フロン（CFC）	フロンガス約20種類のうち、特にオゾン層の破壊力が強いフロン11、12、113、114、115の5種類を特定フロンといい、国際的な規制の対象となっている。
都市・生活型公害	自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣公害など、都市活動、あるいは市民一人ひとりの生活様式に起因する公害。

5) ナ行

用 語	用語の意味
生ごみ堆肥化（コンポスト化）	台所から出る野菜くずや茶がらなどの生ごみをコンポスト容器で微生物の働きによって堆肥（コンポスト）化し土に還元すること。
二酸化硫黄	「亜硫酸ガス」とも呼ばれる。空気より重い無色の気体で、刺激臭があり、目、皮膚、粘膜を刺激し、人体に有害な物質。自然的には火山あるいは温泉地帯において噴気孔から大気中に放出されている。人工的には工場、事業場、船舶などのボイラやエンジンなどで使用されている重油、軽油、石炭などが燃焼するとき、空気中の酸素と結合して生成される。
二酸化窒素（NO ₂ ）	物質が高温で燃えるときに発生する一酸化酸素が、大気中で酸化されて生成される気体。

6) ハ行

用 語	用語の意味
パーク＆ライド	従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するように誘導するシステム。パーク＆ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源。
パリ協定	2015年12月のCOP21において、史上初めて全ての国が参加する枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をするもの。2016年11月に発効した。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水の有機汚染指標の一つ。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。
PCB含有廃棄物	PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質。PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類される。高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っている。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っている。
BDF (Bio Diesel Fuel: バイオディーゼル燃料)	油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中のCO ₂ を増加させないカーボンニュートラルの特性を持った燃料。
ビジョン	目指すべき将来像。
フィールドワーク	椅子に座って講義を聴く「座学」ではなく、現場に出かけて行ってその状況を調べたり、現場の人の話を聞くなどして、その実態を体感して学ぶ調査研究の手法。



用 語	用語の意味
風致地区	都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。
フード・マイレージ	食糧（＝food）の輸送距離（＝mileage）という意味。食べ物が採れたところから食べるところまで運ばれる距離と輸送量を乗じたもの。輸送で排出されるCO ₂ 排出量を推計でき、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないという考えを示す指標。
浮遊粒子状物質（SPM）	粒子状物質とは、固体及び液体の粒子の総称であり、粒径10μm以下の浮遊するものを特に浮遊粒子状物質（SPM）と呼ぶ。主な発生源は煙突排ガス、自動車排ガス、粉砕等である。肺や気管等に沈着するなど、呼吸器への影響がある。
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。
ポケットパーク	再開発事業等で狭小の余剰空間を利用した小規模公園。良好な都市空間を形成し、うるおいの空間を確保するため、歩行者の休息や集いの場となるとともに都市景観のポイントとなる、道路の歩道部分と一体となった小広場で植栽等での整備が行われる場合が多い。

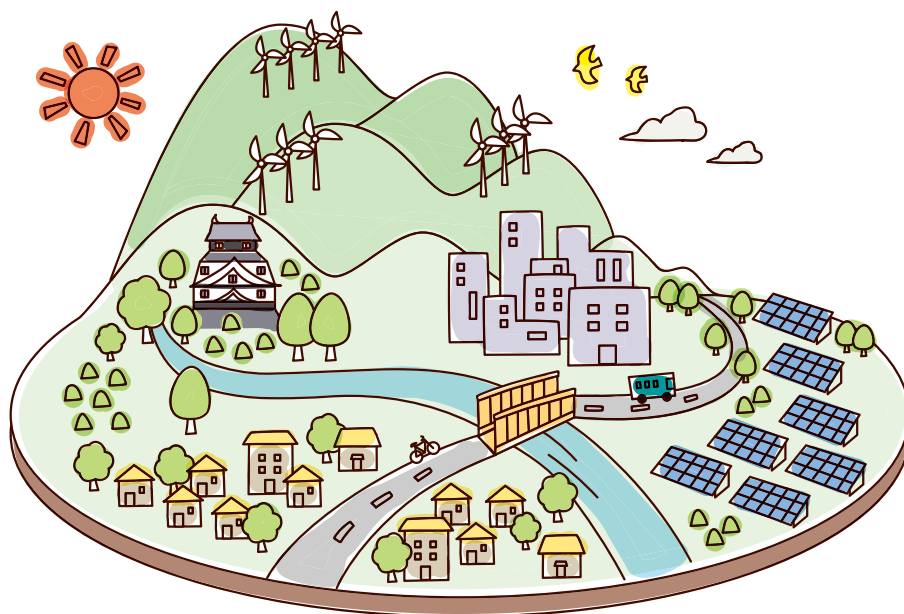
7) ラ行

用 語	用語の意味
ライフスタイル	生活様式。現在は資源とエネルギーを浪費するライフスタイルであるとされている。環境問題の解決や持続可能な社会づくりのためには、経済システムとライフスタイルの根本的な変革が必要だとの認識が国際的になされている。
緑地協定	「都市緑地保全法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするものである。都市計画区域内の一定区域または一定区間の土地の所有者等全員の合意により、緑地協定区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市町村長の許可を得て締結される。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成している。

8) ワ行

用 語	用語の意味
ワークショップ	もともとの意味は手作業で協力しあってものを生産する工房。意味が転じて、多様な経験や価値観を持つ個々人が、知識や経験の有無に関係なく、対等な人間関係のもとに、創造的な雰囲気により生産的な合意形成を図る方式をいう。





令和3年3月発行

発 行：岡崎市

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL.0564-23-6207 FAX.0564-23-6536

URL <https://www.city.okazaki.lg.jp>
E-mail kankyoseisaku@city.okazaki.lg.jp